



Urban Landscape of Akashi

# 明石市 都市景観形成 基本計画



平成22年11月

明石市



## はじめに

わたしたちのまち明石は、古くは白砂青松の地として詩歌にもうたわれた東西に続く美しい海岸線、大久保から二見にかけての豊かな田園地帯、明石川などの流域に広がる市街地、西国街道など旧街道の要衝地として栄えた歴史性、そして明石海峡大橋といった個性的な近代建築物など、豊かな地域特性を背景とした数多くの魅力的な景観資源に恵まれています。

明石市では、これらの資源を生かした都市景観を守り、育て、創るため、平成4年に「明石市都市景観条例」を制定、平成6年には条例に基づく「明石市都市景観形成基本計画」を策定し、機能的でゆとりと潤いあふれるまちづくりに取り組んでまいりました。それから10余年、このたび、これまで積み重ねてきた施策の成果を継承しつつ、新しい時代にふさわしい展開を図るべく同計画の改定を行い、市民・事業者・行政の三者が景観形成を行っていく上での考え方や配慮する方向性を明らかにしました。

明石には、明石海峡の景観や天文科学館など全国的に誇れるブランドが数多くあります。そして今後も、これら個々のブランド価値を高めながら、明石という都市ブランドの確立を図っていく必要があります。

そして、景観を生かしたまちづくりは、市民の皆様の日々の生活や事業活動の積み重ねにより、時間をかけて行われるものです。先人から引き継いだまち、明石の魅力をさらに高め、未来に伝えていくことができるよう、本計画を指針として、市民一人ひとりが親しみと愛着を持ち、誇ることできる“わがまち明石”を今後も皆様とともに作り上げていきたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の改定にあたりまして、貴重なご意見、ご指導をいただきました市民の皆様、並びに都市景観審議会委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成22年11月

明石市長  
北口寛人









## 目 次

<b>序章</b>	<b>景観とは</b>	<b>2</b>
1.	景観とは	2
2.	景観形成の対象範囲	3
3.	本計画の目的	3
<b>1章</b>	<b>明石のめざす景観</b>	<b>5</b>
1.	景観まちづくりの理念	5
2.	明石の景観	6
3.	明石の景観を構成する4つの景観	13
4.	景観まちづくりの目標	14
<b>2章</b>	<b>景観類型別方針</b>	<b>17</b>
1.	景観類型の設定	17
2.	類型別基本方針	19
<b>3章</b>	<b>地域別資源と景観形成の方針</b>	<b>37</b>
1.	明石川東地域	38
2.	明石川西地域	43
3.	大久保地域	48
4.	魚住地域	55
5.	二見地域	60
<b>4章</b>	<b>推進地区</b>	<b>65</b>
1.	大蔵海岸 西部海岸	66
2.	八木 江井島 西岡	67
3.	明舞 高丘	69
4.	中心市街地	71
<b>5章</b>	<b>景観まちづくりの推進方策</b>	<b>73</b>
1.	行政による先導的取り組み	74
2.	都市景観条例に基づく景観行政の推進	78
3.	三者協働による取り組み	81

# 序章 景観とは

## 1. 景観とは

景観といえば、山、海などの自然、建築物や道路、公園、街路樹などで構成されたまちの景色を思い浮かべます。そして、見ようとする自然や建造物の良さが、景観の良さであると考えがちです。

しかし、実際は、単に目に見えるものだけでなく、音や匂いなどの五感を通して感じるものや、見るものとの遠近感、見る場所の環境、そして見る人の気持ちに影響を受けます。すなわち、景観は、目に映る表層的な環境だけでなく、生活や活動、時間の変化（季節の変化や昼間と夜間の景観）、イベントなどが反映されたものです。

そのため、見える対象物と主体となる人とは非常に関連が深く、見える対象物と主体となる人を関連づけて取り扱う必要があり、景観づくりを進めるにあたっては、「景（もの）」と「観（ひと）」の双方合わせて創造していくことが求められます。

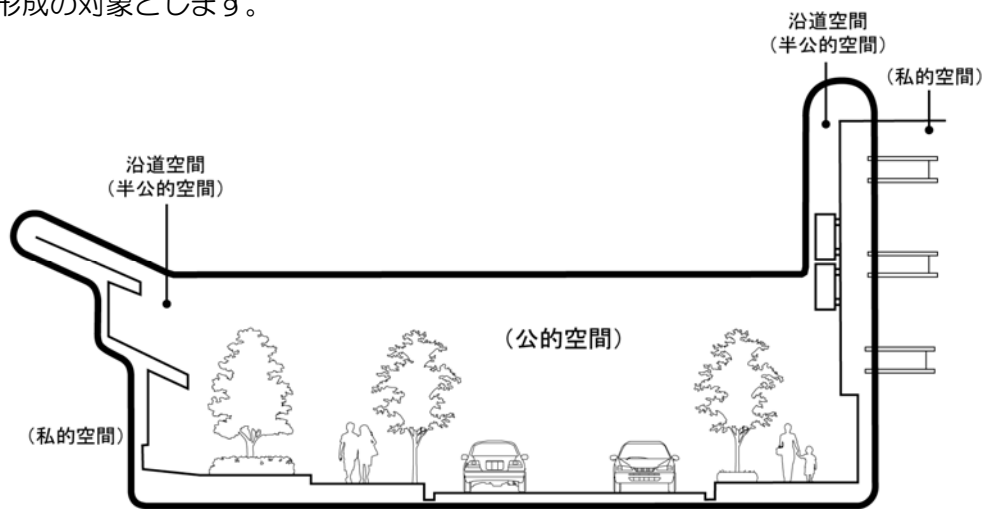




## 2. 景観形成の対象範囲

すぐれた景観を形成するためには、公共建築物や道路、公園などの公共施設だけでなく、個人が所有する建築物の塀や生垣、屋根や外壁など公共的な空間から見える部分についても景観形成が図られなければなりません。

本計画では、所有形態の公私を問わず、公共的な空間から見える範囲を景観形成の対象とします。



## 3. 本計画の目的

明石市では、平成4（1992）年に「明石の歴史性及び地域性を生かし、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を保全し、育成し、又は創造すること」を目的に都市景観条例を制定しました。

そして、平成6（1994）年にはその実現をめざすための指針となる都市景観形成基本計画を策定し、様々な取り組みを行ってきました。

また、本計画は、景観面のまちづくりを進めるにあたって、各関連計画との調整を図り、明石市第5次長期総合計画を推進する役割を担っています。今回、景観を取り巻く状況や景観資源の変化を受け、また、日常生活に溶け込んだ身近な生活景観という視点を取り入れ、本計画の内容を改定することで、引き続き個性豊かで

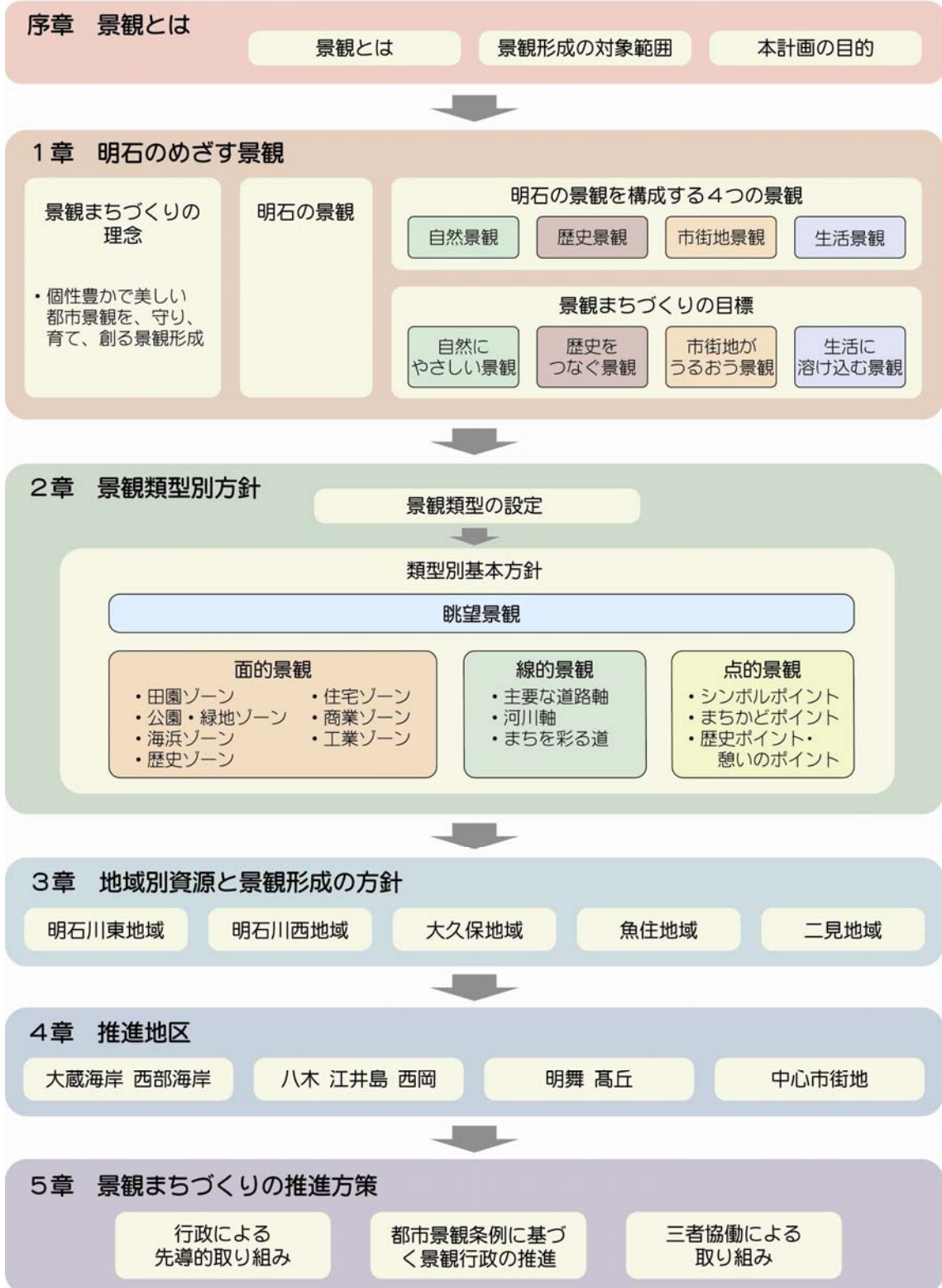
美しい都市景観の形成をめざします。





## 計画の構成

### ■計画の構成





# 1章 明石のめざす景観

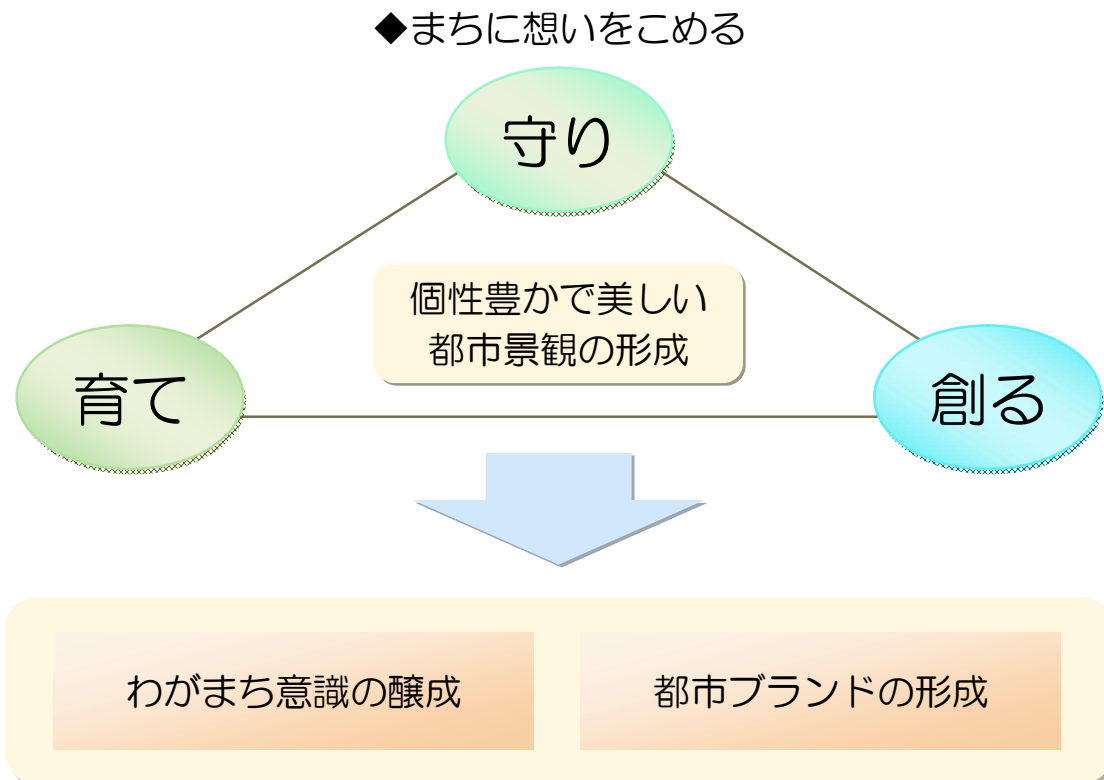
## 1. 景観まちづくりの理念

### 個性豊かで美しい都市景観を、 守り、育て、創る景観形成

恵まれた自然や豊かな歴史といった明石固有の景観資源は、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を形成するために重要な役割を果たしています。

市民・事業者・行政が一体となり、景観資源を「守り」、「育て」、「創る」ことが、快適な環境を創造し、市民一人ひとりのわがまち意識の醸成と魅力ある都市ブランドの形成につながります。

本計画では、個性豊かで美しい都市景観を形成するため、「守り、育て、創る景観形成」を景観まちづくりの理念とし景観形成に取り組みます。



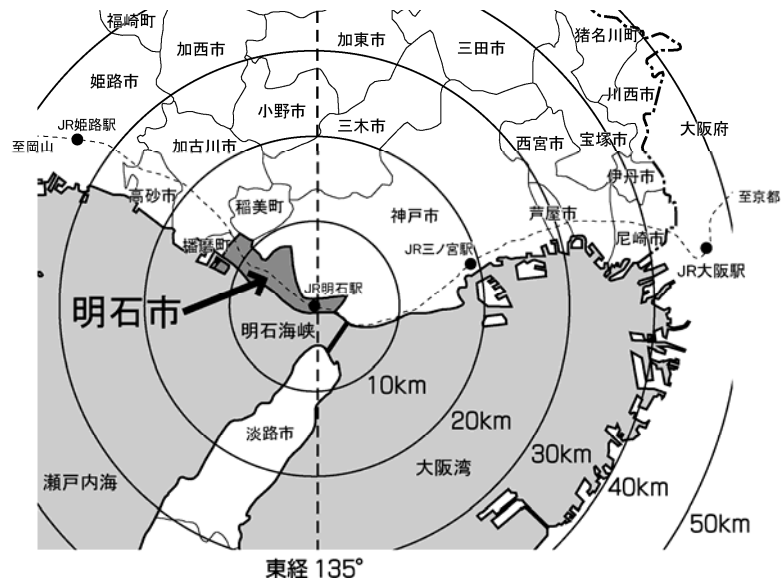
## 2. 明石の景観

### (1) 明石の景観の背景

明石の景観を理解し、自然や歴史に培われた地域の特性や、そこから導きだされる景観形成の方向性を探るため、地形や歴史など景観が形成された背景を見ていきます。

#### ●位置

明石市は東経 135 度、日本標準時子午線上にあり、兵庫県の中南部、阪神都市圏と播磨都市圏が接するところに位置しています。東及び北は神戸市に、西は加古川市、播磨町、稲美町に接し、南は瀬戸内海と接し、対岸には淡路島があります。



#### ●気候

明石の気候は、最高気温が 33℃～35℃、最低気温が零下 6℃～4℃で、年間平均気温は 14℃～15℃と温暖であり、晴天が多く年間降水量も 1,000 mm程度と比較的少なく、清らかな空気と明るい太陽に恵まれた快適な自然条件を有しています。

#### ●地勢

明石は、東西 15.6km、南北 9.4km、(市域面積は 49.25km<sup>2</sup>) と東西に細長い市域で、東播台地の東端に位置し、山地のない、瀬戸内海に面した東西に長い海岸線と、ゆるやかな丘陵地を背後に有する平坦な土地が、明石の地形の特徴です。

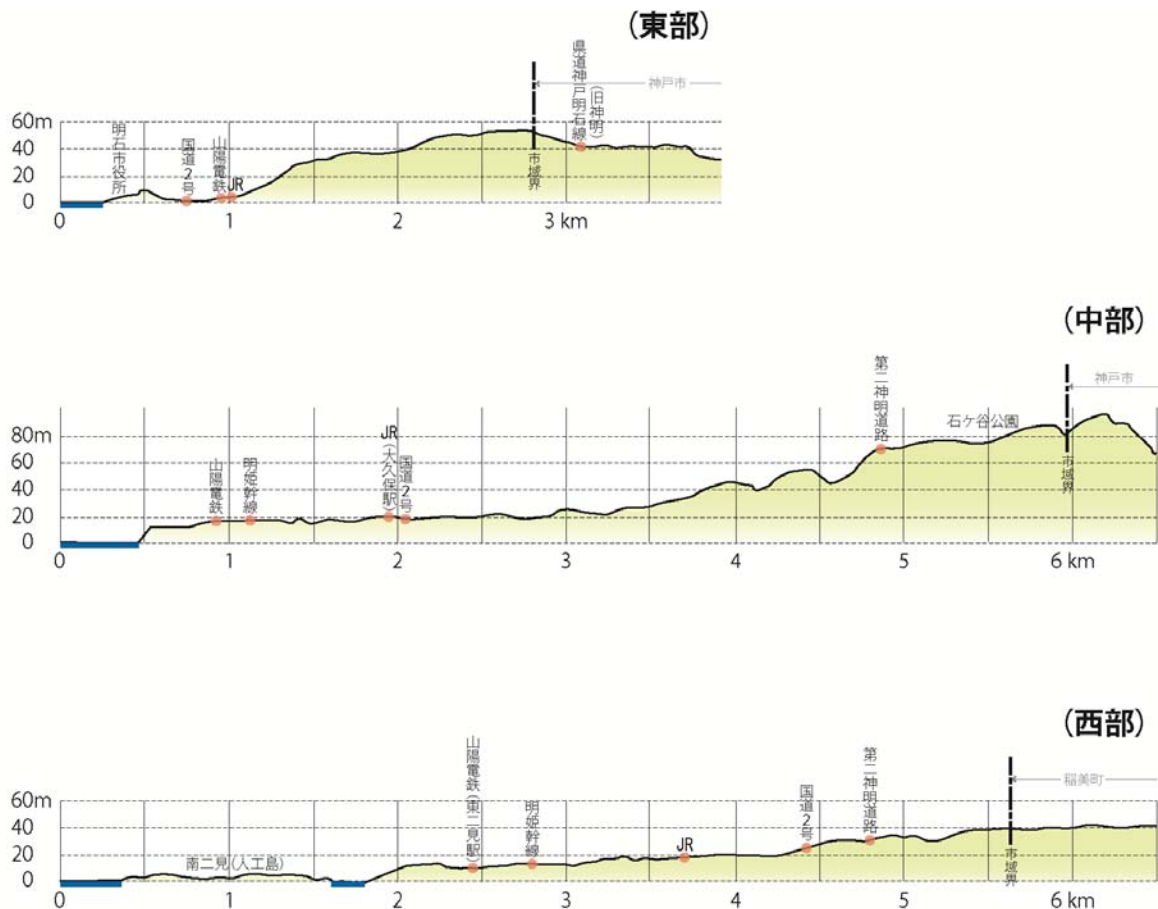


明石の海岸線は、古くは白砂青松<sup>※</sup>の地として詩歌にもうたわれ、海水浴場などレクリエーションの場として広く市民に親しまれてきました。しかし、明石海峡を流れる急潮や河川からの土砂供給が減少したことなどにより海岸が浸食されたため、全域に護岸工事と養浜事業が施され、新たに砂浜が創出されました。現在では「海峡交流都市・明石」のシンボル空間となっています。

河川については規模は小さく、明石川、朝霧川、谷八木川など、いずれも流域が短く、川幅も狭いことが特徴です。

また、古くから田園が広がり、大きな河川がないことや気候が温暖で少雨であることから、かんがい用ため池が多く点在し、市街化の進んだ現在でも中西部に広がる田園地帯とため池群は、全国でも稀な景観を創りだしています。

■ 明石の都市空間構成



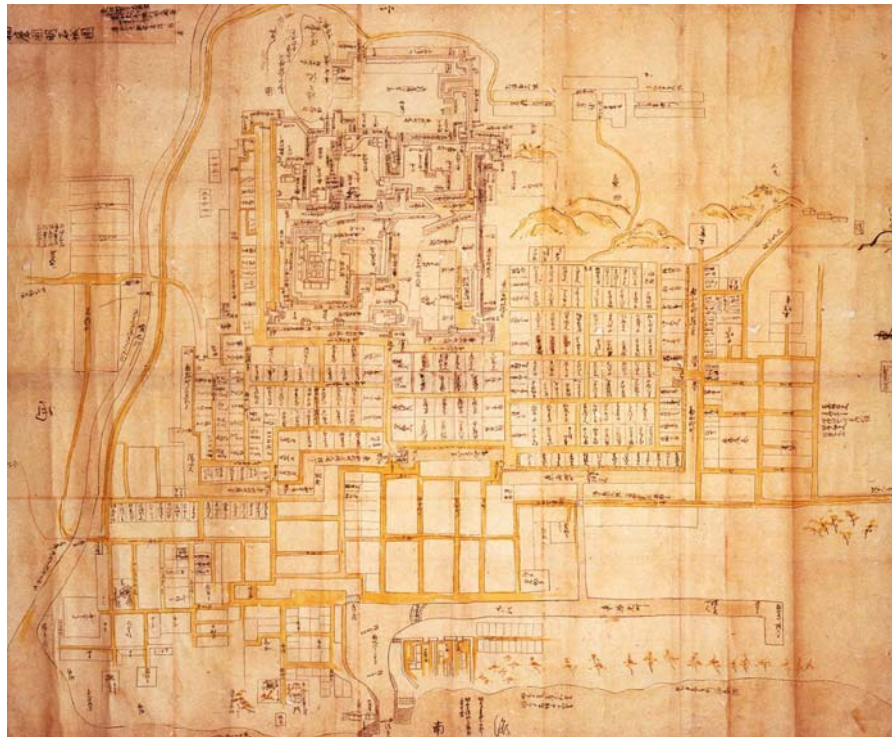
※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



## ●歴史

明石の市街地は、古く中世から近世にかけ、摂津と播磨の国をつなぐ交通の要衝の地として栄えました。西国街道や浜街道がまちの中心を通り、政治上、軍事上及び経済上の拠点となり、徐々に町が形成され、明石川右岸の船上地区を中心に発展してきました。

江戸時代に入ると、小笠原忠真が明石城を築いたことで、本格的な城下町の建設が行われ、町の中心が船上地区から現在の城跡周辺に移りました。町割り※は、城を中心に武家屋敷と町家を主体として構成されており、現在の中心市街地の原形となっています。西国街道や浜街道沿いには、今も昔の面影を残す町家や酒蔵が点在し、歴史的景観を創出しています。



播州明石城図（大久保時代 1639～1649）

近代に入ると、城下町は明治維新の変革に伴い、明治 22（1889）年に町制がしかれ明石町となり、大正 8（1919）年に明石市が誕生しました。

この間、明治 19（1886）年に勅令「本初子午線経度計算方及標準時ノ件」が發布されたことにより、東経 135 度の子午線通過地・明石は、日本標準時のまちとなりました。

市街地は、城下町時代の町家、武家屋敷の一角が官公庁、商店街、業務街へと変貌し、一般市街地は東西に外延的に拡大しました。

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



市制施行後、昭和 17（1942）年に林崎村を合併し、その後戦災により市の中枢部の大部分を焼失しましたが、戦後、復興を成し遂げ、昭和 26（1951）年には、大久保町、魚住村、二見町を合併し、播磨平野の豊かな農業地帯が市域に含まれました。

昭和 30 年代後半の高度経済成長期に入ると播磨臨海地域が工業整備特別地域として指定されたこともあり、国道 2 号沿いを中心に大企業が進出し、昭和 50（1975）年には二見臨海工業団地が造成され、県下有数の工業都市として発展してきました。

昭和 40 年代に入ると、大規模団地やマンションの開発により、関西圏の衛星都市・住宅都市として都市化が進展しました。



子午線道標



昭和 36(1961)年 桜町付近



昭和 39(1964)年 明舞団地



昭和 41(1966)年 八木海岸



## (2) 明石らしい景観

明石の魅力の再発見を目的に、すばらしい景観を市民の皆さんに募集し、選定した「わがまちあかし景観 50 選」から、どのような景観が代表的な明石の景観で、明石らしい景観なのか考えます。

### ◆代表的な明石の景観(わがまちあかし景観 50 選より抜粋)

12 野々池

11 岬町の漁港

10 織田家長屋門

9 明石港と周辺

15 洋館と御小休所

13 林崎～松江海岸

16 八木遺跡公園

14 石ヶ谷公園

17 太陽酒蔵

19 住吉公園

18 江井ヶ嶋酒蔵

22 二見港と周辺

21 二見港と周辺

20 茨木酒蔵



7 明石公園

2 大蔵のまちなみ

5 天文科学館からの眺望

6 中崎公会堂

4 天文科学館

8 魚の棚

3 大蔵海岸

9 明石港と周辺

9 明石港と周辺

1 明石海峡大橋 (大蔵海岸からの眺望)



明石の魅力といえば、「わがまちあかし景観 50 選」で最も多くの市民から支持された、美しい海岸線とそこから望む明石海峡です。淡路島を背景にした明石海峡と海岸線は、古くから風光明媚な地として、行き交う人の心を捉えてきました。白い砂浜と広がる雄大な海は、季節や時間の変化の中で様々な表情を見せてくれます。

平成 10（1998）年の明石海峡大橋開通による、海岸の自然美と大橋の人工美が調和した新たな景観は、明石の景観の代表といえます。

次に、明石は「魚のまち」として、さまざまな風景・風物詩を演出しています。明石海峡は、優良な漁場であることから、古くから漁業が盛んに行われ、明石を「魚の町」として成長させました。魚の棚商店街の活気ある風景や屋網のせりの様子、漁港の船溜り、干しダコの風景は、「魚のまち」明石を物語るものです。

また、明石は、東経 135 度日本標準時子午線が通る「時のまち」でもあります。その象徴である天文科学館は、昭和 35（1960）年の開館以来、多くの人に親しまれてきました。列車や車から天文科学館を見たとき、明石に着いた、明石に帰ってきたと感じる人は多いのではないかと思います。

他にも、城下町明石の名残をとどめる明石城跡や織田家長屋門、西国街道や浜街道沿いのまちなみ、東の灘に対して西灘と並び称される酒所明石を象徴する酒蔵などは、「歴史のまち」の一面もうかがわせてくれます。

以上のように「明石らしい景観」とは、地形や歴史など、明石の地域特性から創出されたものであることが分かります。



大蔵海岸からの眺望



屋網のせりの様子



天文科学館



織田家長屋門



### 3. 明石の景観を構成する4つの景観

「2. 明石の景観」から、明石の景観は、海岸線や田園・ため池などから形成される「自然景観」、歴史的まちなみや歴史的建造物から形成される「歴史景観」、住宅地、商業地、工業地などから形成される「市街地景観」により構成されていることがわかります。また、それぞれの景観の中にある地域の生活を反映した身近な景観、「生活景観」を加えると、明石の景観は4つの景観で構成されています。

#### ●自然景観

明石には、大阪湾から播磨灘にかけて残された数少ない砂浜を持つ海岸線、中西部に広がる田園やその中に点在するため池、明石川や谷八木川などの河川、金ヶ崎公園の緑地など、明石固有の地形・風土・気候から生まれた自然景観が多く存在し、明石固有の景観を創っています。

#### ●歴史景観

明石には、明石城跡や織田家長屋門、西国街道、浜街道沿いの古くからのまちなみ、酒所明石を象徴する酒蔵、中崎公会堂や住吉神社など、古くからの建造物が残されています。これらは、時間の経過と共に移り変わってきた過程を今に伝え、地域の個性を表現した象徴的な空間を創っています。

#### ●市街地景観

明石には、松が丘や太寺、高丘などの住宅地、明石駅周辺に代表される商業地、西明石や二見に見られる工業地など、人の生活にもっとも深く関わる様々な市街地の景観があります。このような市街地景観は、まちへの愛着を育み、まちづくりの原動力となります。

#### ●生活景観

明石には、住宅地にある趣のある小径やそこにたたずむほころ祠ひや碑など、暮らしに溶け込んだ明石ならではの景観が存在します。このような身近な生活景観は、普段は見過ごされがちですが、離れてみてその良さに気がつくように、まちづくりの原点となる大切なものです。

## 4.景観まちづくりの目標

明石らしい個性豊かで美しい都市景観を形成するためには、豊かな自然や残された歴史的資産を生かし、市民、事業者、行政が一体となり、積極的に景観まちづくりに取り組む必要があります。

そのためには、めざすべき方向を明確にする必要があるため、次の4つを景観まちづくりの目標として掲げます。

### ◆景観まちづくりの目標

① 自然にやさしい景観形成

② 歴史をつなぐ景観形成

③ 市街地がうるおう景観形成

④ 生活に溶け込む景観形成

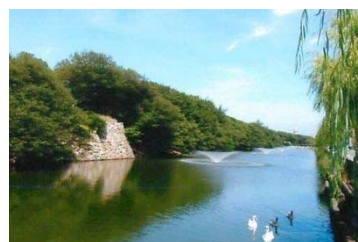




## ① 自然にやさしい景観形成

明石固有の地形、気候が育んだ自然景観は、明石の個性を創る上で重要な役割を演じます。そして、建築物、道路など人工的な施設に取り囲まれた都市空間の中で、自然はうるおいとやすらぎをもたらす貴重な存在です。また、長い時間をかけ育てられたものであり、人の手で容易に創ることができないものです。

そこで、自然を守り、自然と調和し、自然を生かす「自然にやさしい景観形成」を目標にします。



## ② 歴史をつなぐ景観形成

歴史や伝統を伝える建築物、まちなみなどが創る歴史景観は、まちの歴史を今に伝え、未来につなぐものです。また、長い時間を経て残されたものであることから、地域の個性を表現するとともに、景観の核ともなります。

そこで、歴史的な資源や趣を大切に保全・活用する「歴史をつなぐ景観形成」を目標にします。



### ③ 市街地がうるおう景観形成

暮らし、働き、楽しむなど生活の場である市街地景観は、うるおいのある美しい景観を形成することで、人に快適さを与えることができます。また、そのような景観を創造することで、まちを活性化することにもつながります。

そこで、緑豊かにするなど快適性を重視した市街地を創造する「市街地がうるおう景観形成」を目標にします。



### ④ 生活に溶け込む景観形成

まちの特性や住民のまちへの思いがあらわれた生活景観は、その良さに気がつきにくいものですが、わがまち意識を醸成するためには欠かせない要素です。

そこで、市民一人ひとりが身近な生活景観を意識し、保全・育成する「生活に溶け込む景観形成」を目標にします。





## 2章 景観類型別方針

### 1. 景観類型の設定

前章では、明石の景観まちづくりを推進するために、自然景観、歴史景観、市街地景観、生活景観の4つの景観の目標を設定しましたが、例えば市街地景観には、住宅地、商業地、工業地といった特性の異なる景観があるように、景観形成の方向性を考えるには、4つの景観をその特性に応じて、もう少し細かく分類する必要があります。

そこで、以下の分類方法により、景観を類型化し、類型ごとに基本方針を設定します。

#### (1) 景観の分類方法

##### ● 面、線、点による分類

景観を、空間の広がりという観点から捉え、住宅地や田園のように大きく広がる面的なもの、道路や河川のように長くつながる線的なもの、ランドマーク\*となる建造物やモニュメント\*のように、まちのアクセントとなる点的なものに分類します。

##### ● 土地利用・特性による分類

面的なものをさらに、歴史的な地区のように土地が持つ特性や、市街地における住宅地、商業地、工業地、また、自然における田園、公園・緑地、海浜のように土地の利用形態により分類します。

##### ● 景観スケールによる分類

海岸線から明石海峡を眺めた場合と、歴史的な地区にある<sup>ほこら</sup>祠や<sup>ひ</sup>碑を見た場合では、見える範囲の大きさ（スケール）が全く違ったものになるように、景観の見える範囲の大きさ（スケール）により、大景観、中景観、小景観に分類します。

大景観は、天文科学館から大蔵海岸や明石海峡を望む景観のように、地域全体を俯瞰するような眺めになります。そのため、大景観では、建物のスカイライン\*や道路の線形等の配慮が必要で、ビューポイント（見る位置）からの眺望を保全・改善することが求められます。

中景観、小景観は、地域の中からの眺めであり、各建築物におけるデザインや道路の修景\*などが重視される景観です。

\*印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

◆都市景観を景観スケールや拡がりで把握する



(2) 景観類型の種類

明石の景観を面・線・点の3つの視点で分類すると、7つのゾーン、3つの線、3つの点の13類型と、それらを大きく眺望する眺望景観の14類型に分類することができます。そのイメージは下図のとおりです。

◆景観スケールを考慮した景観類型のイメージ

大景観	中景観			小景観	面	線	点	市域
	自然	歴史	市街地	生活				
①眺望景観	②田園ゾーン	⑤歴史ゾーン	⑥住宅ゾーン					
	③公園緑地ゾーン		⑦商業ゾーン					
	④海浜ゾーン		⑧工業ゾーン					
		⑨主要な道路軸						
		⑩河川軸			⑪まちを彩る道			
		⑫シンボルポイント			⑭歴史ポイント 憩いのポイント			
		⑬まちかどポイント						
		明石海峡大橋・淡路島・播磨灘・他						市域外





## 2. 類型別基本方針

ここでは、景観類型ごとに特性・課題を整理することで、基本方針を設定し、全市的な都市景観形成の方向づけを行います。



# ① 眺望景観

面線点

## 特性・課題

海岸線から明石海峡大橋や播磨灘などを望む眺望景観は、明石を代表する景観です。

この景観は、他の景観類型と異なり、景観対象として方向性（例：伝統的まちなみや建築物などの保全）を持つものではありませんが、市民の投票により選出した「わがまちあ

かし十景」の多くに選ばれているように、まちづくりの原点となるまちへの愛着を育むものです。

そのため、明石の重要な景観として保全・育成するため、眺望スペースの整備や視認性の確保等が求められています。



天文科学館からの眺望



播磨サイクリングロードからの眺望



二見港からの眺望

## 基本方針

### ① 市民が親しむことができる眺望点の整備

明石海峡大橋をはじめ、海峡、淡路島の眺望や「日の出」、「夕映え」など、時間や季節の変化を市民や観光客が楽しむことができる眺望点を整備します。

### ② 眺望点からの景観の保全

眺望点から見える良好な景観の視認性を確保し、明石を代表する眺望景観を保全します。



## ② 田園ゾーン



### 特性・課題

田園ゾーンは、人工施設に取り囲まれている都市の中で、広大な田畑とかんがい用ため池が点在する、市民にうるおいとやすらぎを与える緑豊かな貴重な自然景観です。

大久保から二見にかけての市街化調整区域には、かんがい用ため池が点在したのどかな田園地帯が広がり、明石の景観の大きな特徴となっています。

しかし、都市化の急速な進展により、田園・ため池が宅地化され、住宅や商業施設などが

田園の中に見られるようになってきました。

ため池では、美化活動をはじめ、ため池協議会によるオニバス\*の観察会など、共存に向けた取り組みが行われています。

田園・ため池における景観形成を進めるにあたっては、都市の中における貴重な緑地空間として保全し、地区内の建築物等には調和を求めるとともに、自然に親しむことができる空間の確保が求められています。



大久保～魚住の田園地帯



大久保北部のため池



魚住北部の田園地帯

### 基本方針

#### ① 田園・ため池環境の保全

都市の中の貴重な自然空間であることを認識し、緑豊かな田園・ため池環境を保全します。

#### ② 調和のとれた田園・ため池空間の形成

地区内の建築行為にあたっては、周辺環境と調和したものとし、やすらぎとなる田園・ため池空間を形成します。

#### ③ 田園・ため池空間の有効活用

自然と調和したレクリエーション空間を創出し、遊び、親しむことができる田園・ため池空間を形成します。

\*印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



## ③ 公園・緑地ゾーン



### 特性・課題

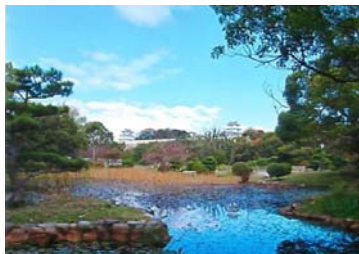
公園・緑地ゾーンは、市街地に隣接したまとまりのある緑地であるため、自然を感じることができ、うるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な自然景観です。

大蔵海岸、明石公園、石ヶ谷、金ヶ崎、明石海浜公園は、『明石の緑の5大拠点』で、これらの公園・緑地は、都市の中で、うるおいとやすらぎを与える市民の貴重なオアシス空間であるとともに、文化・スポーツ機能や工場地帯の修景的空間の役割も果たしており、緑のオープンスペースとして、優れた景観形

成に欠かすことのできない重要なものです。

公園・緑地における景観形成を進めるにあたっては、水と緑の豊かな空間の保全に努めるとともに、植栽などによる修景※をさらにを行い、親しむことができる空間の創出が求められています。

さらに、これらを核として、周辺での道路緑化や緑道整備などを推進し、市街地における緑のネットワークを形成していくことが求められています。



明石公園



金ヶ崎公園



石ヶ谷公園

### 基本方針

#### ① 公園・緑地の保全・育成

都市にうるおいを与える貴重な空間であることを認識し、うるおいのある公園・緑地環境を保全・育成します。

#### ② 親しむことができる公園・緑地環境の整備

特性を生かしたレクリエーション空間を創出し、遊び、親しむことができる公園・緑地環境を整備します。

#### ③ 緑のネットワークの形成

周辺の緑化による緑のネットワークを形成し、緑豊かで快適な公園・緑地空間を整備します。

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



## ④ 海浜ゾーン



### 特性・課題

東西約16kmにわたる海岸線(海浜ゾーン)は、大阪湾から播磨灘にかけて残された数少ない貴重な自然景観であり、明石のシンボル空間となっています。

古来より、白砂青松<sup>\*</sup>の浜辺として親しまれてきた海岸ですが、海岸浸食より海岸線が後退し、自然海浜としての景観が失われかけていました。

このため、林崎から二見に至る西部海岸では、全国初の砂による消波工<sup>\*</sup>(養浜工<sup>\*</sup>)が進められ、親水性豊かな海浜レクリエーションの場として再生が図られています。また大蔵海岸でも、明石海峡大橋や淡路島を間近に

望む地の利を生かした親水整備が行われ、市民の身近な憩いの場として親しまれています。

しかし、海岸部の周辺では、中高層建築物の建設等により、海との一体感が失われつつあり、海への眺望や、反対に海岸部からまちへの眺望が新たな課題となっています。

海岸部における景観形成を進めるにあたっては、自然海浜環境の保全・育成を進めるとともに、防災施設等についても自然と調和したものにすることが求められています。

また、周辺においても、建築物の高さを抑えるなど、海浜景観との調和による一体的な景観形成が求められています。



望海浜公園



林崎～松江海岸



大蔵海岸

### 基本方針

#### ① 明石らしい自然海浜環境の保全・育成

連続性のある海浜環境の形成により、明石を代表する自然海浜環境を保全・育成します。

#### ② 海浜防災施設などへの景観上の配慮

防波堤、護岸などの防災施設等については、安全性の向上を図るとともに、周辺と調和したものとすることで、統一性のある海浜環境を形成します。

#### ③ 海浜環境と調和した周辺空間の形成

海を身近に感じ、親しむことができる良好な海浜環境の周辺では、調和のとれた空間構成を図り、海辺の特性を生かした一体的な海浜空間を形成します。

<sup>\*</sup>印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

## ⑤ 歴史ゾーン



### 特性・課題

歴史ゾーンは、長い時間の中で培われた、その土地の個性を物語る景観です。

明石は古くから、西国街道や浜街道が通る宿場町・城下町として発展してきたまちで、由緒ある社寺、古い酒蔵や情緒のある民家など伝統的建築物が市内に点在しています。

旧街道沿いに分布していた歴史的なまちなみも、現在では、市街化の進展や建築物の老朽化による建て替えなどにより、街道そのものは残っていますが、沿道の建物は次々と

消失・更新され、往時の面影を残しているまちなみはごくわずかです。

歴史的地域における景観形成を進めるにあたっては、景観を構成しているまちなみや伝統的建築物などを明石固有の貴重な景観資源として位置づけ、適切な保全・活用を進めていくことが求められます。

また、歴史の積み重ねにより培われてきた、五感で感じるもの（雰囲気）を大切なものと捉え、守り育てることが必要です。



大蔵のまちなみ



江井島のまちなみ



薬師院

### 基本方針

#### ① 伝統的まちなみや建築物などの保全

生活環境の変化や酒蔵などの生産施設としての機能に配慮し、貴重な景観資源である伝統的まちなみや建築物などを保全します。

#### ② 伝統的建築物などの活用

歴史を伝える貴重な財産であることを認識し、地域の文化の拠点として伝統的建築物等を活用します。

#### ③ 歴史的雰囲気大切にされた住環境の保全

歴史により培われた雰囲気を大切にし、歴史的資産を活用したゆとりとうるおいのある住環境を保全します。



## ⑥ 住宅ゾーン

面 線 点

自 歴 生  
然 史 地 活

### 特性・課題

住宅ゾーンは、市街地景観の基本となるもので、その景観は、それぞれの地域の住宅形式や立地環境により特徴づけられています。

大規模な住宅団地として市東部の明舞団地、中部の高丘・山手台団地があり、中高層住宅と戸建て住宅が融合し、ゆるやかな丘陵地を利用した住宅地景観を形成しています。

古くからの戸建て住宅地としては、東部の上ノ丸・太寺地区があり、良好な戸建て住宅地として落ち着いた雰囲気を持っています。

また、農漁業を中心に発展してきた臨海部の住宅地、市街地の住工混在などには、路地が残り、昔ながらのまちの雰囲気を醸し出している所があります。

一方、一部の開発では、宅地の小規模化、小規模マンションの開発に流れる傾向にあり、建物まわりの緑やオープンスペースが少なく、ゆとりやうるおいに欠け、周辺の環境との不調和が見られるところもあります。

住宅地における景観形成を進めるにあたっては、住民の幅広いまちづくりの一環として、引き続き良好な住宅地の景観を保全・育成していくとともに、住宅開発が進む地区においては、土地区画整理事業、地区計画などの計画的手法や建築協定・緑地協定を活用し、また、生垣緑化を推進するなど、調和のとれた快適でうるおいのある住宅地景観を誘導していくことが求められています。



山手台



太寺



カスケディアヒルズ

### 基本方針

#### ① 良好な住宅環境の保全・育成

わがまち意識を醸成し、それぞれの地域特性に応じ、これまで培われてきた良好な住宅環境を保全・育成します。

#### ② 緑豊かでうるおいのある住宅環境の整備

道路や住宅敷地の緑化を推進し、ヒューマンスケール\*を考慮したうるおいのある住宅環境を整備します。

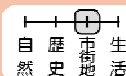
#### ③ 周辺との連続性に配慮した住宅環境の整備

建築行為や緑化にあたっては、周辺との連続性に配慮し、調和のとれた快適でやすらぎのある住宅環境を整備します。

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



## ⑦ 商業ゾーン



### 特性・課題

商業ゾーンは、商業・業務施設が集積しているように、にぎわいのあることが特徴ですが、個性を強調するあまり、雑然としたまちになる可能性もあります。

JR・山陽電鉄の明石駅周辺は、明石のターミナル機能が集中し、市民や明石を訪れる人々の玄関口であり、魚の棚商店街やアスパ明石など、市を代表する商業施設が集積しています。

また、明石駅以外のJR及び山陽電鉄の主要駅を中心とした地区は、各地域の生活文化核として商業・業務施設が集積しており、に

ぎわいの空間を形成しています。

特にJR大久保駅の南は、駅の橋上化や南北道路など駅周辺の一体的な都市基盤の整備が進められ、良質な住宅や商業・業務機能の導入による複合機能型生活文化核の形成が図られ、明石市唯一の景観形成地区の指定を受けています。

商業地における景観形成を進めるにあたっては、市の玄関口、あるいは、生活文化核として、快適に過ごすことができ、地域の個性を生かした個性とにぎわいのあるまちなみを形成していくことが求められています。



アスパ明石



大久保駅南地区



西二見

### 基本方針

#### ① にぎわいのある商業地空間の形成

各種ターミナル施設、商業・業務施設、住宅などが調和し、夜間の見え方にも配慮した、にぎわいある商業地空間を形成します。

#### ② 魅力あふれる商業地空間の形成

駅周辺など市民が集まる公共空間等においては、地域の個性を生かした整備により、魅力あふれる商業地空間を形成します。

#### ③ 快適でうるおいのある商業地空間の形成

安全性に配慮した歩行者空間の整備により、快適でうるおいのある商業地空間を形成します。



## ⑧ 工業ゾーン



### 特性・課題

工業ゾーンは、緑がなく殺伐とした工場が建ち並びイメージがある一方、広い敷地に緑を配し、すっきりとしたデザインの工場で構成された街のイメージもあり、景観への意識があらわれやすいところです。

明石の工業地は、JR西明石駅の南、大久保から魚住にかけての国道2号沿い、南二見人工島の3箇所にほぼ集約されます。

これらは、大規模工場を中心に形成されており、その規模の大きさからも、明石の都市景観の一つの特徴となっていると同時に、景観に与える影響も大きいものがあります。

現在、一部の大規模工場においては周囲の緑化、施設デザインの景観上の配慮など、積極的な修景\*が行われていますが、工業地の多くは、機能優先のため、無機質な建築物群が建ち並び、うるおいやゆとり欠ける景観も見受けられます。

工業地における景観形成を進めるにあたっては、緩衝緑地の設定、工場緑化などをさらに図り、緑地空間を適切に配するとともに、工業施設のデザインの質を高め、周辺と調和した快適な生産環境の整備が求められています。



西明石の工業地



大久保の工業地



南二見人工島の工業地

### 基本方針

#### ① ゆとりとうるおいのある工業地空間の形成

周辺道路や工場等の道路沿いにおいて緑化を推進し、ゆとりとうるおいのある工業地空間を形成します。

#### ② 周辺環境と調和した工業地空間の構成

機能美を持った工業施設等の整備により、周辺環境と調和した工業地空間を形成します。

\*印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

## ⑨ 主要な道路軸



### 特性・課題

都市間幹線道路とそれを補完する幹線道路などの主要な道路は、歩行者が安全で快適に通行できることはもちろんですが、自動車運転者からの視線を意識する必要があります。

市内の主要幹線道路は、国道2号、国道250号（明姫幹線）、県道明石高砂線（旧浜国道）のように東西方向に走る道路と、駅につながる南北に走る道路が中心で、市街地の

多くもその沿道に形成されています。

街路樹によりうるおいのある景観を形成している道路がある一方で、統一感のない沿道の建築物や無秩序な広告物などにより雑然としてまとまりのないものも見られます。

主要な道路軸の景観形成を進めるにあたっては、沿道と一体となった快適な空間を形成するとともに、軸を意識した連続性や統一性が求められています。



国道2号



明姫幹線



旧浜国道

### 基本方針

#### ① 沿道との調和に配慮した道路空間の形成

沿道と調和のとれた空間構成を図り、快適な道路空間を形成します。

#### ② 都市空間の骨格をなす軸の形成

連続性や統一性を創出し、都市の骨格となる道路空間を形成します。

#### ③ 安全で快適な道路空間の形成

交通施設として安全な道路空間を基本とし、電線類の地中化などにより、快適な道路空間を形成します。





## ⑩ 河川軸



### 特性・課題

河川は、線の景観であることから、見通しが良く、景観形成への取り組みが結果としてあらわれやすい要素となります。

市内の主要河川には、大きな河川はありませんが、東から朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川と5つの河川があり、いずれも東西を通っている道路・鉄道と交差して南北に流れています。これらの河川は延長が短く、流域面積も小規模ですが、市街地における貴重な水際空間となっています。

一部の河川においては、緑道・緑地として

整備するなど、景観形成が進められていますが、他の河川については、コンクリート護岸が施されているところが多く、緑も少なく親水性も低いため、まちと河川が分離したような状況にあります。

河川軸の景観形成を進めるにあたっては、安全性を確保し、市街地の貴重な憩いの場として河川敷を緑豊かなものにするとともに、うるおいのある親水性の高い空間に整備していくことが求められています。



朝霧川



明石川



瀬戸川

### 基本方針

#### ① 緑豊かな河川環境の整備

市街地の中の貴重なオープンスペースである河川敷の緑化等により、緑豊かな河川環境を整備します。

#### ② 市民の憩いの場となる河川環境の整備

連続性や統一性を創出し、市民の憩いの場となる河川環境を整備します。

#### ③ 親水性豊かな河川環境の整備

市民が身近に感じることができる親水性豊かな水際空間を形成し、快適なうるおいのある河川環境を整備します。

## ⑪ まちを彩る道

面 線 点

自然 歴史 市街地 生活

### 特性・課題

歩行者が主人公である遊歩道や海岸に至る小径など、市民が普段から利用し親しんでいる「まちを彩る道」は、その良さが見過ごされがちですが、まちの景観を構成している重要な要素です。

このような道は、市内各所にありますが、住み、訪れ、また、離れてみて、初めてその

良さに気が付きます。

まちを彩る道の景観形成を進めるにあたっては、わがまち意識の醸成の中でその良さを再認識し、守り、育てる必要があります。そして、そのような道を結び合わせ、地域全体の景観形成につなげていくことが求められています。



時の道



高丘地区の歩道



御厨神社から海への道

### 基本方針

#### ① うるおいのある道路空間の保全・育成

身近な道路空間の良さを再認識し、うるおいのある道路空間を保全・育成します。

#### ② うるおいのある道路空間のネットワークの形成

まちを彩る道のネットワークを形成し、うるおいのある道路空間を形成します。



## ⑫ シンボルポイント

面 線 点

自 歴 中 生  
然 史 街 活

### 特性・課題

シンボルポイントは、その歴史性や美しさから地域を象徴し、市民の誇りとなる景観要素です。

市内には、明石公園内の明石城、天文科学館があり、どちらも明石を感じさせる貴重な

景観資源です。

シンボルポイントの景観形成を進めるにあたっては、これらの保全と視認性の確保とともに、周辺部との調和や夜間景観の演出など、見え方に対する配慮が求められています。



明石城



天文科学館



東二見橋

### 基本方針

#### ① シンボル景観の保全

市民や来街者のランドマーク\*となっているシンボル景観の重要性を認識し、明石を代表する景観を保全します。

#### ② シンボル景観の視認性の確保

シンボル景観の周辺では、シンボル景観との調和を図るとともに、見え方にも配慮し、親しみのあるシンボル景観の視認性を確保します。

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

## ⑬ まちかどポイント



### 特性・課題

まちかどは、多くの人が行き交い、人が集まり出会う場所として、また都市景観形成の一つの拠点であり、開放性・広がり演出、シンボル化、地域性、歴史性などの表現が求められます。

市内には、中心市街地の主要道路の交差点や駅前広場など、景観上配慮が求められるまちかどがあります。

まちかどポイントの景観形成を進めるにあたっては、まちかどが持つ特性を理解し、まちの顔となる空間を形成するとともに、その周囲の建築物等についても、周辺との調和に配慮し、一体的な整備を行うことが求められています。



国道2号と駅前線の交差点



国道2号と明淡線の交差点



JR魚住駅 駅前広場

### 基本方針

#### ① まちを印象づけるまちかどの形成

市街地の景観を印象づける場所であることを認識し、まちの顔となるまちかど空間を形成します。

#### ② にぎわいとるおいのあるまちかど空間の形成

まちかどの周辺では、周辺との調和に配慮し、にぎわいとるおいのあるまちかど空間を形成します。





## ⑭ 歴史ポイント・憩いのポイント

面 線 点

自然 歴史 中継地 生活

### 特性・課題

まちに溶け込んだ伝統的建造物や道標などの歴史ポイントは、地域の歴史や文化を今に伝えるもので、まちの誇りやまちへの愛着を生むものです。

市内の都市公園 369 ヶ所(平成 22(2010)年 3 月末現在) や、日常生活において親しまれている身近なポケットパークや広場、また、モニュメント\*などの憩いのポイントは、ヒ

ューマンスケール\*の身近な景観で、まちのアクセントとなっている魅力的な景観です。

これらのポイントの景観形成を進めるにあたっては、まず、風景の中の景観資源に気がつき、認識し、保全・育成につなげていく必要があります。そして、それらをつなぐことで点から線、線から面へと広げることが求められています。



酒蔵



道標



横河公園

### 基本方針

#### ① 身近な憩いの空間の保全

生活に溶け込み、快適さを与えてくれる景観を再認識し、やすらぎのある生活景観を保全・育成します。

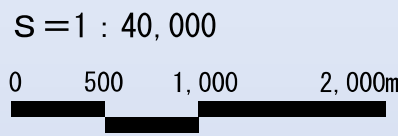
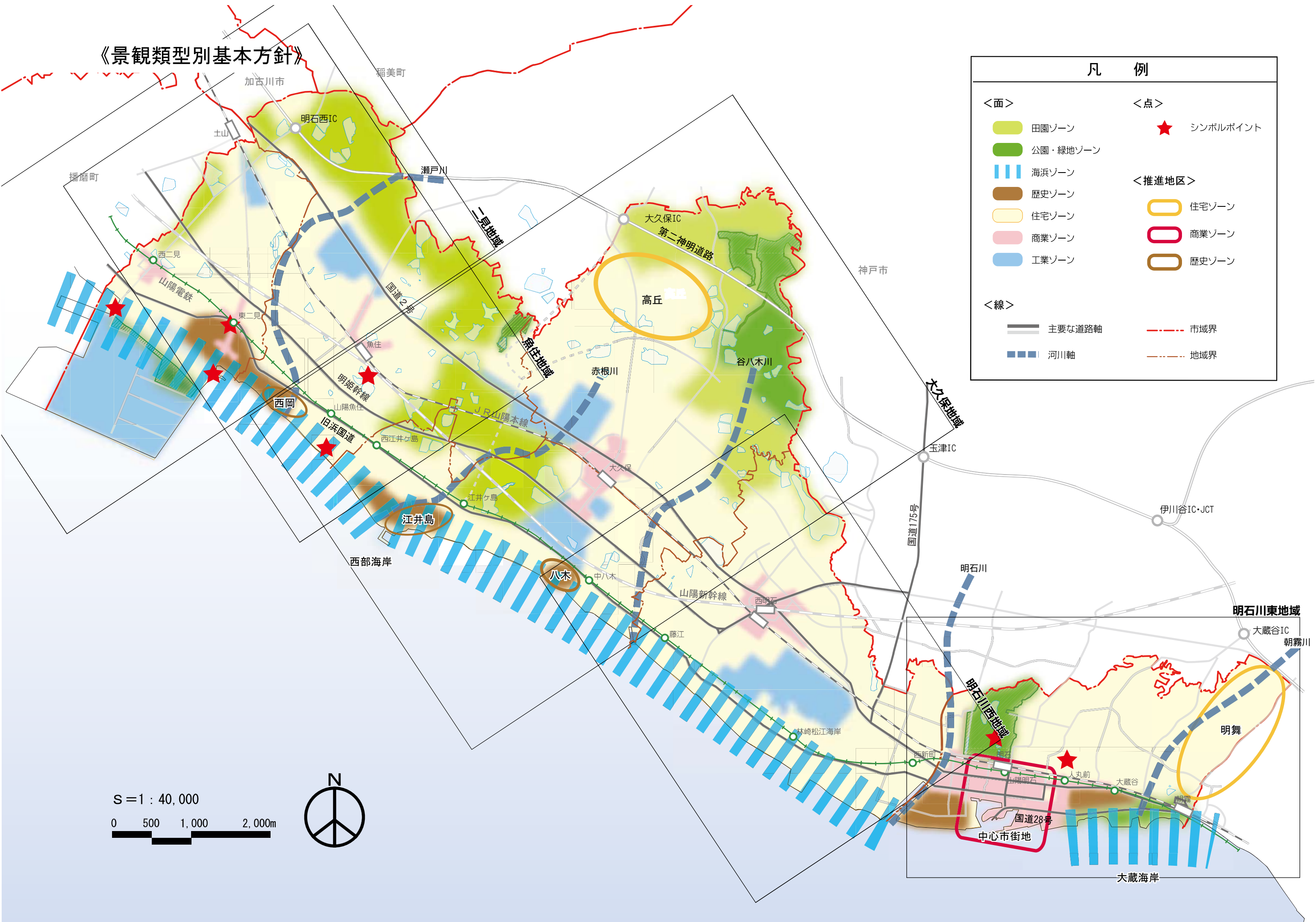
#### ② うるおいのある生活景観の形成

憩いのポイントのネットワークを形成し、うるおいのある生活景観を形成します。



# 《景観類型別基本方針》

凡 例	
<b>&lt;面&gt;</b>	<b>&lt;点&gt;</b>
	<b>&lt;推進地区&gt;</b>
<b>&lt;線&gt;</b>	





### 3章 地域別資源と景観形成の方針

景観まちづくりを進めるにあたっては、暮らしているまちの見直しや、身近な景観資源の発見などから、まちへの誇りや愛着につなげていくことが大切です。

前章においては、景観類型ごとに特性、課題、方針を掲げるとともに、景観類型別基本方針図を作成しましたが、「まちを彩る道」や「歴史・憩いのポイント」のような身近な景観資源については、全市レベルでは表現できませんでした。

本章では、全市を5つの地域に細分化し、各地域のヒューマンスケール\*までの景観資源をあらわした地域別景観資源図を作成するとともに、景観まちづくりのきっかけとして、その地域の代表的な地区における主な景観形成の方針を示します。

なお、方針を掲げる地区以外でも、身近な景観資源の再認識などにより、その地区の景観を考えていくことが必要です。

また、地区の方針については、今後、小学校区を最大の範囲とするワークショップ等の地域活動において、地域の身近な景観資源の発掘や課題を共有することで、それぞれの地域の思いを反映させたものにしていく必要があります。

#### ◆ 5地域の位置





## 1. 明石川東地域

### 《a 明石川東地域の概要》

明石川東地域は、明石市全体の最東部に位置し、松が丘、朝霧、人丸、中崎、明石、大観の、明石川以東の6つの小学校区で構成された地域です。



本地域の中央をJR、山陽電鉄、国道2号が東西に走り、その北部には良好な住宅地と、市のシンボルである明石城を持つ広大な明石公園が広がっています。

また、南部には、風光明媚な大蔵海岸と、魚の棚に代表される商業施設や交通、公共施設が集積した中心市街地が広がり、明石をイメージする海、魚、城、天文科学館などが揃う明石の顔となる地域です。



## 《b 明石川東地域の景観特性》

明石川東地域には、北部の丘陵地や天文科学館、また大蔵海岸、中崎ペランダ護岸などの海岸線から、明石海峡大橋や淡路島を間近に望むことができるすばらしい眺望景観があります。

面的景観、線的景観、点的景観には次のような特性があり、地域の身近な景観として親しまれています。



文化博物館からの眺望



中崎ペランダ護岸からの眺望



ヒマラヤスギ公園からの眺望

### (1) 面的景観

地域北東部の明舞団地は、ゆとりのある戸建て住宅と公的集合住宅群で構成され、その西側の朝霧台・東朝霧丘から上ノ丸・太寺地区にかけての丘陵地は、戸建て住宅地が広がり、良好な住宅地景観を形成しています。

地域東部のJR・山陽電鉄の南側で、西国街道沿いに伝統的民家が建ち並ぶ旧大蔵谷村の宿場町一帯が、個性ある歴史景観を形成しています。

その南には、明石海峡大橋の眺望を生かした海浜レクリエーションゾーンとして整備された大蔵海岸が広がり、多くの人に親しまれている海浜景観を形成しています。

明石駅の北側では、広大な明石公園がうる

おいのある公園景観を形成し、文化博物館などの文化施設や、歴史的資産を結んだ都心回遊路「時の道」とともに、緑豊かな、落ち着いた雰囲気醸成を醸しだしています。

明石駅の南側は、交通、商業、業務機能が集まる本市の中心市街地です。山陽電鉄明石駅の高架化に伴い、駅前広場やバスターミナル等が整備され、明石港までの一帯には、明石銀座、魚の棚など、市内外から親しまれる商店街があり、にぎわいのある商業地景観を形成しています。

また、地域南西部には、数多くの寺院が点在し、歴史性豊かな住宅地景観が形成されています。



朝霧台 住宅ゾーン



大蔵海岸 海浜ゾーン



明石駅前広場・バスターミナル  
商業ゾーン

## (2) 線的景観

当地域の主要な道路は、東西に走る国道 2 号、国道 28 号、県道明石高砂線（旧浜国道）と、JR 北部の丘陵地を南北に走る県道・市道が主なものになりますが、明石駅から明石港を結ぶ駅前線は、都心のシンボルロードとして整備され、良好な道路景観を形成しています。

まちを彩る道は、沿道に天文科学館や数多

くの歴史的資産が点在する都心回遊路「時の道」や、山陽電鉄各駅から大蔵海岸への道などが、うるおいのある道路景観を形成しています。

河川は、朝霧川、明石川が公園整備や歩道整備により親水性豊かな空間を形成しています。



国道 28 号 主要な道路軸



駅前線 まちを彩る道



大蔵海岸への道 まちを彩る道

## (3) 点的景観

当地域には、明石を代表するシンボルポイントがあります。天文科学館は、「時のまち」明石のシンボルであり、昭和 35（1960）年の開館以来、広く市民から親しまれています。明石城は歴史的遺産として整備され、JR 明石駅のプラットフォームからの眺望は、明石を印象づける景観です。

まちかどポイントは、国道 2 号と明石駅から南北に走る市道との交差点があり、人、車の通行量が多く、市を代表するまちかどです。

歴史ポイントは、都市景観形成重要建築物に指定している明治 44（1911）年に建設された中崎公会堂や大蔵宿場町の往時をしのばせる伝統的民家などがあり、歴史を伝える重要な景観資源です。

憩いのポイントは、明石公園内のとき打ち太鼓や、明石港の旧灯台、大蔵海岸のモルツマーメイドⅡ世号、震災モニュメントなどのモニュメント※があり、景観のアクセントとなっています。



とき打ち太鼓 憩いのポイント



明石港旧灯台 憩いのポイント



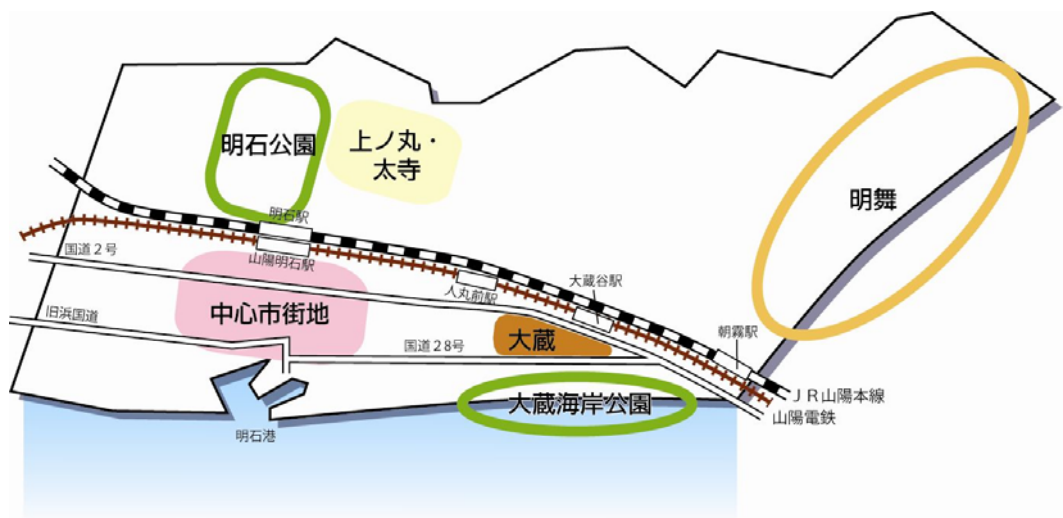
モルツマーメイドⅡ世号  
憩いのポイント

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



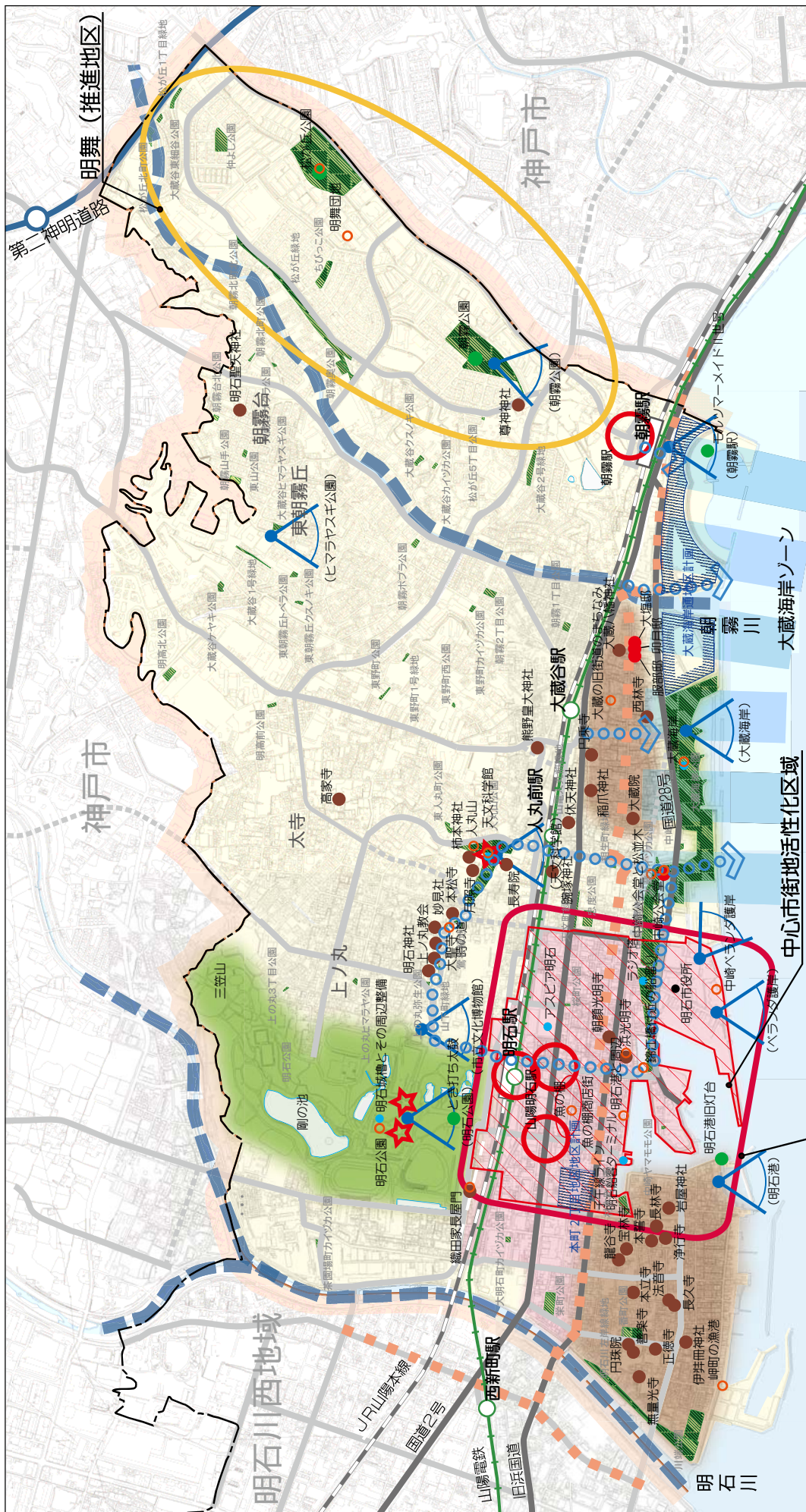
## 《c 明石川東地域の主な景観形成の方針》

- ・大蔵海岸公園を中心とした大蔵海岸においては、明石海峡大橋の眺望を生かすとともに、周辺からの見え方にも配慮した景観形成をめざします。
- ・中心市街地においては、明石の玄関口として、都心にふさわしいにぎわいのある景観形成をめざします。
- ・大規模な明舞団地や上ノ丸・太寺地区の閑静な低層住宅地においては、良好な住環境の保全・育成により、緑豊かな景観形成をめざします。
- ・明石城を含む明石公園周辺においては、歴史的遺産と緑豊かな空間を生かした景観形成をめざします。
- ・大蔵地区においては、都市景観形成重要建築物等の保全とともに、西国街道沿いの宿場町として栄えた歴史性を生かした景観形成をめざします。



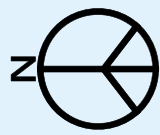


# 明石川東地域



凡	例
面	田園ゾーン 公園・緑地ゾーン 海浜ゾーン 歴史ゾーン 住宅ゾーン 商業ゾーン 工業ゾーン
線	主要な道路軸 まちを彩る道 河川軸 眺望景観 眺望点
点	シンボルポイント まちかどポイント 歴史ポイント(重要建築物*) 歴史ポイント(建築物) 憩いのポイント 憩いのポイント(都市公園) [* 都市景観形成重要建築物]
その他	わがまちあかし景観50選 明石市都市景観賞 旧街道筋 地区計画区域

## 中心市街地 (推進地区)

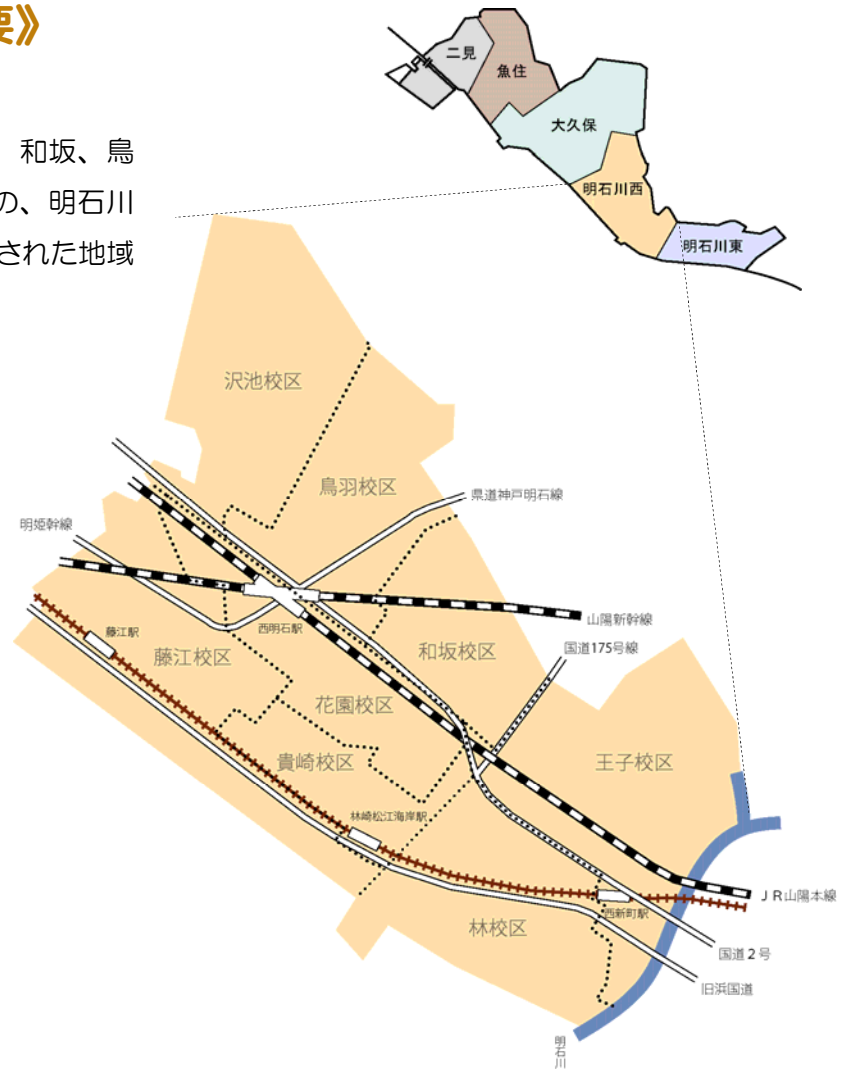




## 2. 明石川西地域

### 《a 明石川西地域の概要》

明石川西地域は、王子、林、和坂、鳥羽、花園、貴崎、藤江、沢池の、明石川以西の 8 つの小学校区で構成された地域です。



本地域の中央に位置するJR西明石駅周辺は、新幹線停車駅の開設以来、国道2号、国道250号（明姫幹線）などの幹線道路も近接する広域交通網の拠点として、その利便性の高さから商業業務地、住宅地として発展してきました。

JR西明石駅南東部には大規模工場があり、また、海岸線には市内最大の漁港があるなど、多様な特色を持つ地域です。



## 《b 明石川西地域の景観特性》

明石川西地域には、林崎海岸、松江海岸、藤江海岸などの海岸線から、明石海峡大橋や播磨灘に沈む夕日を望むことができるすばらしい眺望景観があります。また、北部の野々池貯水池散策路からは、市内の田園ため池や、神戸市の<sup>おっこうさん</sup>雄岡山、<sup>めっこうさん</sup>雌岡山を望むことができます。

面的景観、線的景観、点的景観には次のような特性があり、地域の身近な景観として親しまれています。



林崎海岸からの眺望



野々池貯水池散策路からの眺望



ベランダ護岸からの眺望

### (1) 面的景観

当地域中央に位置する新幹線及び在来線の停車駅であるJR西明石駅周辺は、利便性の高さから、都市型ホテルや分譲マンション、商業施設が建ち並んでおり、広域交通網の拠点として個性ある商業地景観が形成されています。

その南東部一帯には、広範囲に工場群が多数立地しており、個性ある工業地景観を形成しています。

海岸部の林崎海岸、松江海岸、藤江海岸は、明石海峡大橋の眺望に恵まれたレクリエーションゾーンであり、にぎわいのある海岸景観を形成しています。

また、多様な住宅地景観を形成していることが、当地域の特徴の一つです。国道2号以北の中部から西部に広がる和坂、鳥羽、沢池地区一帯は、土地区画整理事業等により道路や公園などが計画的に配置された住宅地であり、その東部の王子地区は、中層の公的集合住宅と桜並木の街路樹や街区公園などが整備された、落ち着いた住宅地です。

山陽電鉄林崎松江海岸駅の北東部一帯には、貴崎団地を中心に、中低層住宅地の調和のとれたまちなみが広がっており、地域南東部には、住宅と中小規模の工場が混在した住宅地景観が形成されています。



JR西明石駅周辺  
商業ゾーン



沢池 住宅ゾーン



貴崎周辺の中低層住宅地  
住宅ゾーン



## (2) 線的景観

当地域の主要な道路は、地区中部を東西に走る国道2号とそれに接続する国道175号、県道神戸明石線、国道250号（明姫幹線）と南部を東西に走る県道明石高砂線（旧浜国道）になります。

まちを彩る道は、明石を代表する散策路である、海岸沿いの「播磨サイクリングロード」、野々池貯水池の堤防の上に整備された「野々

池貯水池散策路<sup>うわがいけ</sup>、上ヶ池公園と野々池貯水池を結ぶ「西明石緑道」などがあり、サイクリングやジョギングコースとして市民から親しまれ、うるおいのある景観を形成しています。

河川は、地域東部の明石川が公園整備や歩道整備により親水性豊かな景観を形成しています。



播磨サイクリングロード  
まちを彩る道



明姫幹線  
主要な道路軸



西明石緑道  
まちを彩る道

## (3) 点的景観

当地域のまちかどポイントは、県北部からの玄関口といえる国道175号と国道2号の交差点及び国道2号と県道神戸明石線の交差点があります。

歴史ポイントは、国の登録有形文化財である岩佐家住宅や、浜街道沿いの密蔵院、船上城跡、西国街道沿いの坂上寺をはじめ、地域

の豊かな歴史を伝える景観資源が数多くあります。

憩いのポイントは、明石西公園、望海浜公園、上ヶ池公園などの公園や、海岸部の養浜事業による海水浴場などが、スポーツ・レクリエーションの場として広く市民に親しまれています。



岩佐家住宅 歴史ポイント



密蔵院 歴史ポイント

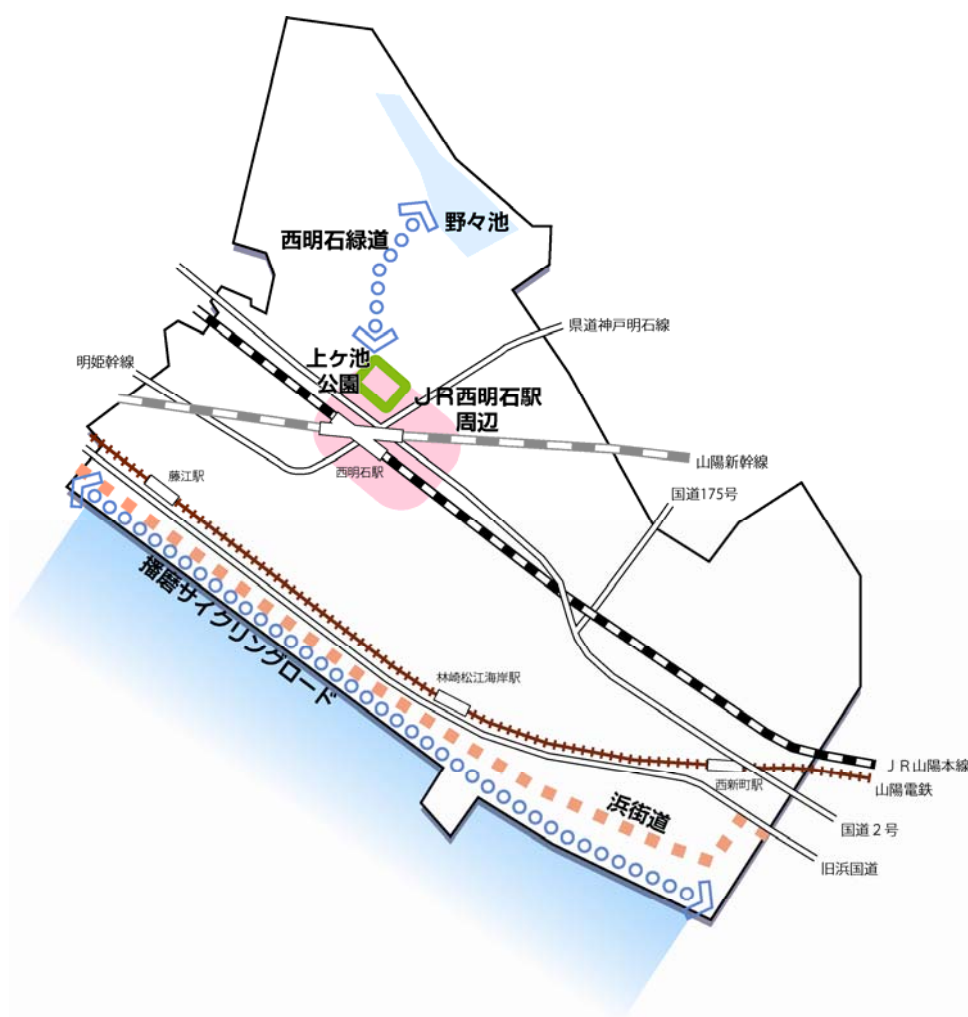


明石西公園 憩いのポイント



## 《c 明石川西地域の主な景観形成の方針》

- ・ 海岸部においては、休憩施設や播磨サイクリングロードからの明石海峡大橋の眺望を生かした景観形成をめざします。
- ・ 地域南部の住宅ゾーンにおいては、浜街道沿いの歴史的な趣も大切にした景観形成をめざします。
- ・ 地域北部の住宅ゾーンにおいては、憩いの場である野々池貯水池や西明石緑道、上ヶ池公園などの保全・活用による景観形成をめざします。
- ・ 広域交通網の拠点であるJR西明石駅周辺においては、広域交通の拠点としてにぎわいのある景観形成をめざします。



# 明石川西地域



## 大久保地域

### 凡例

面	説明
	田園ゾーン
	公園・緑地ゾーン
	海浜ゾーン
	歴史ゾーン
	住宅ゾーン
	商業ゾーン
	工業ゾーン

### 線

	主要な道路軸
	まちを彩る道
	河川軸

### 点

	シンボルポイント
	まちかどポイント
	歴史ポイント(重要建築物*)
	歴史ポイント(建築物)
	憩いのポイント
	憩いのポイント(都市公園)

[\* 都市景観形成重要建築物]

### 眺望景観

	眺望点
--	-----

### その他

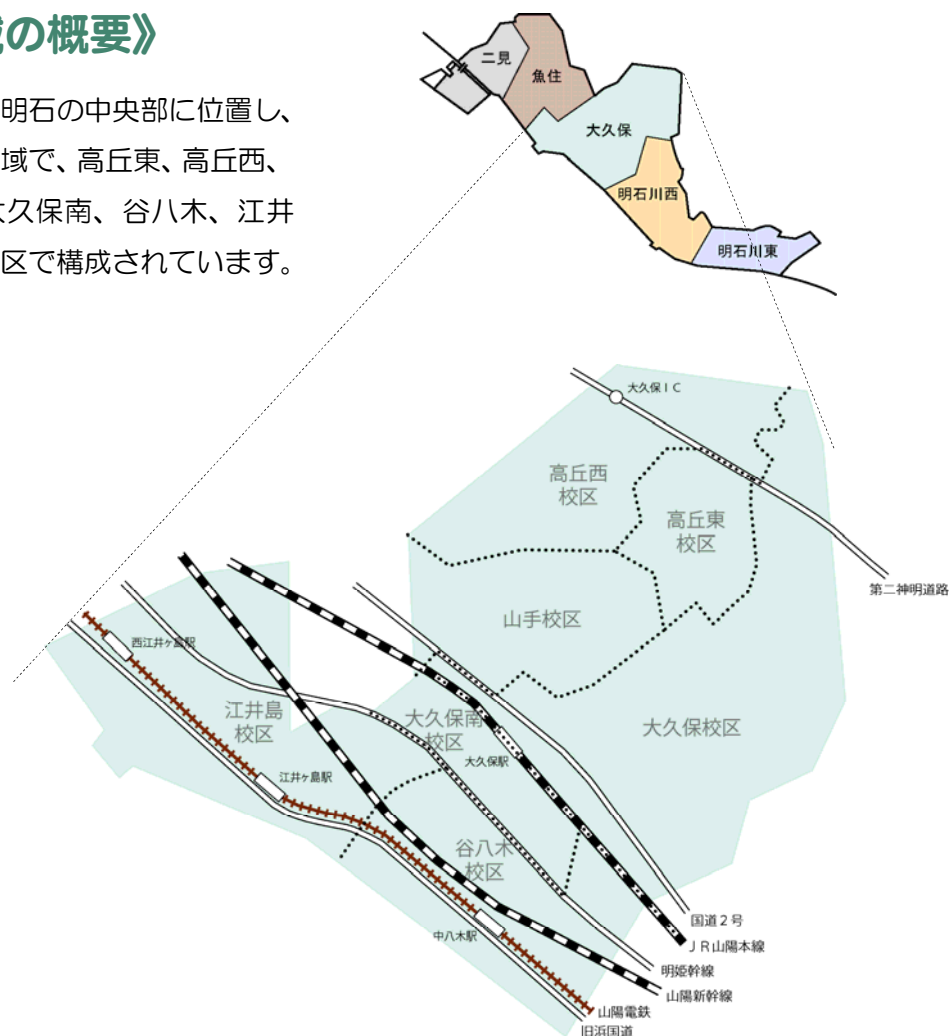
	わがまちあかし景観50選
	明石市都市景観賞
	旧街道筋
	地区計画区域



### 3. 大久保地域

#### 《a 大久保地域の概要》

大久保地域は、明石の中央部に位置し、南北に最も長い地域で、高丘東、高丘西、山手、大久保、大久保南、谷八木、江井島の7つの小学校区で構成されています。



本地域は、北部、中部、南部それぞれに特徴を持つと同時に、市内で数多くの地区計画が定められ、独自のまちづくりのルールがある地域でもあります。

北部は、大久保東団地、山手台などの良好な住宅地と、石ヶ谷公園や自然が残る丘陵地など豊かな緑地が形成されています。

中部のJR大久保駅の南には、良好な商業地と住宅地が一体的に整備された大久保駅南都市景観形成地区があり、その周辺も地区計画が定められた良好な住環境を形成しています。

また、南部は、旧街道沿いに酒蔵や伝統的民家が残り、歴史を感じさせる住宅地が形成されています。



## 《b 大久保地域の景観特性》

大久保地域には、石ヶ谷公園などの丘陵部から、市域と播磨灘を望むことができるすばらしい眺望景観があります。また、八木遺跡公園、江井ヶ島海岸からは、明石海峡大橋から西方の家島群島までを望むことができます。

面的景観、線的景観、点的景観には次のような特性があり、地域の身近な景観として親しまれています。



石ヶ谷公園からの眺望



八木遺跡公園からの眺望



江井ヶ島海岸からの眺望



## (1) 面的景観

当地域中央に位置するJR大久保駅周辺は、商業施設が集まり、地区の拠点にふさわしい商業地景観を形成しています。特にJR大久保駅南側は、都市景観形成地区に指定されているように、JR大久保駅から国道250号（明姫幹線）に伸びる「ゆりのき通」を軸として中層・高層住宅、大規模商業施設や公共施設等が計画的に整備され、にぎわいのある商業地景観を形成しています。

地域北部には、石ヶ谷公園、明石中央体育館をはじめとする文化・スポーツゾーンが整備され、明石を代表するうるおいのある緑豊かな公園・緑地景観を形成しています。

その西側一帯の丘陵部には、高丘、山手台、緑が丘、カスケディアヒルズなどの住宅団地が立地し、明石を代表する良好な住宅地景観を形成しています。

石ヶ谷公園の南部と山陽電鉄江井ヶ島駅北部では、まとまった大きさの農地と点在するため池が、のどかな田園・ため池景観を形成しています。

地域南西部には、江井ヶ島酒造株式会社（明治21（1888）年設立）の本社工場をはじめとして、伝統ある酒蔵が建ち並び、豊かな歴史性を伝える貴重な歴史景観を形成しています。

国道2号と国道250号（明姫幹線）の沿線には、大規模な工場が立ち並び、個性的な工業地景観を形成しています。

地域南部では、八木から江井島に至る海岸が開放感とうるおいのある海岸景観を形成し、市民にレクリエーションの場として親しまれています。



大久保駅南地区 住宅ゾーン



石ヶ谷公園 公園緑地ゾーン



緑が丘 住宅ゾーン



## (2) 線的景観

当地域の主要な道路は、地域中南部を東西に走る国道2号、国道250号(明姫幹線)、県道明石高砂線(旧浜国道)になります。

まちを彩る道は、沿道に大型商業施設が配置されたJR大久保駅から明姫幹線につながる「ゆりのき通」があります。他に

も高丘地区内の修景<sup>※</sup>された歩道や海岸沿いの播磨サイクリングロードなど、市民生活に身近で特徴のある良好な道路景観を形成しています。

河川は、地域東部を流れる谷八木川と、西部を流れる赤根川があります。



ゆりのき通 まちを彩る道



江井ヶ島駅から海岸への道  
まちを彩る道



谷八木川 河川軸

## (3) 点的景観

当地域の歴史ポイントは、西国街道沿いの大久保本陣跡、浜街道沿いにある伝統ある酒蔵、松陰新田に残る伝統的民家など、

地域の豊かな歴史性を伝える重要な景観資源が多く分布しています。



大久保本陣跡とまちなみ  
歴史ポイント



西島の酒蔵 歴史ポイント

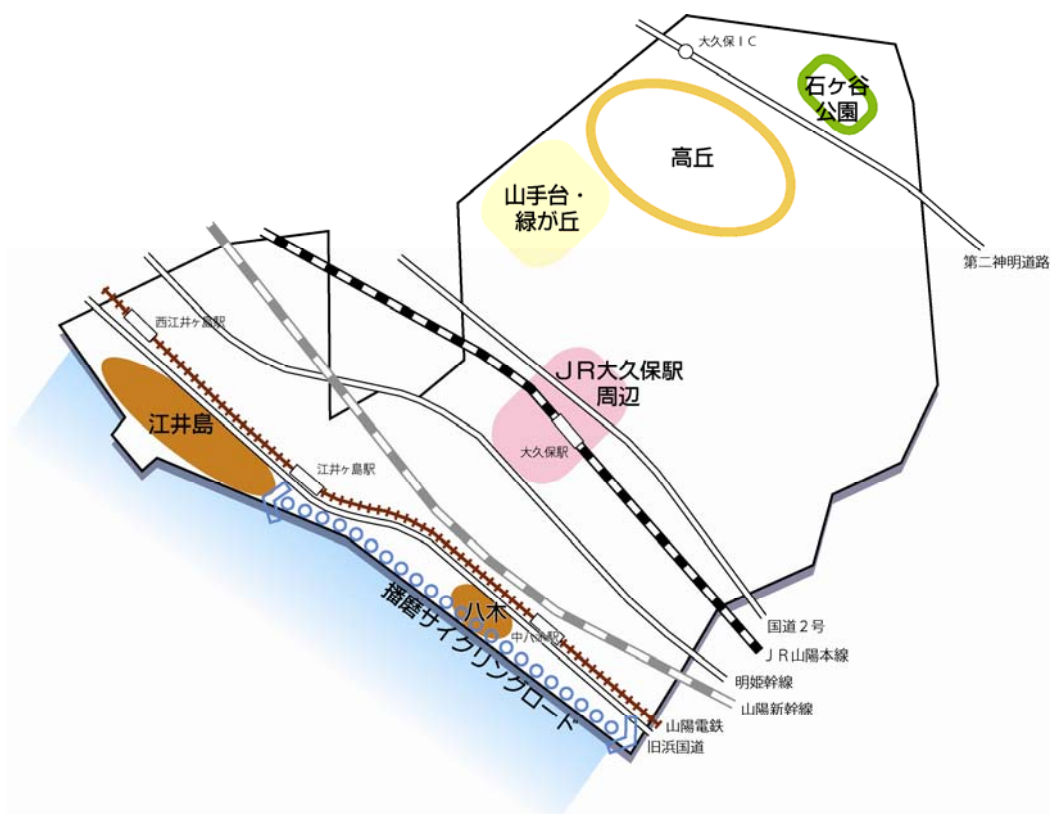


松陰新田に残る伝統的民家  
歴史ポイント

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

## 《c 大久保地域の主な景観形成の方針》

- ・ 海岸部においては、休憩施設や播磨サイクリングロードからの播磨灘や明石海峡大橋の眺望を生かした景観形成をめざします。
- ・ 高丘、山手台、緑が丘などの中低層住宅地においては、良好な住環境の保全・育成により、緑豊かな景観形成をめざします。
- ・ 八木・江井島地区においては、浜街道沿いに点在する寺社、伝統的民家、酒蔵群などの保全・活用により、歴史の趣を残した景観形成をめざします。
- ・ JR大久保駅周辺においては、都市景観形成地区に指定されている駅南地区を中心に、地区の拠点としてうるおいとにぎわいのある景観形成をめざします。
- ・ 石ヶ谷公園周辺においては、市中部の公園・緑地ゾーンの拠点として、市民の憩いとレクリエーションの場にふさわしい緑豊かな景観形成をめざします。











## 4. 魚住地域

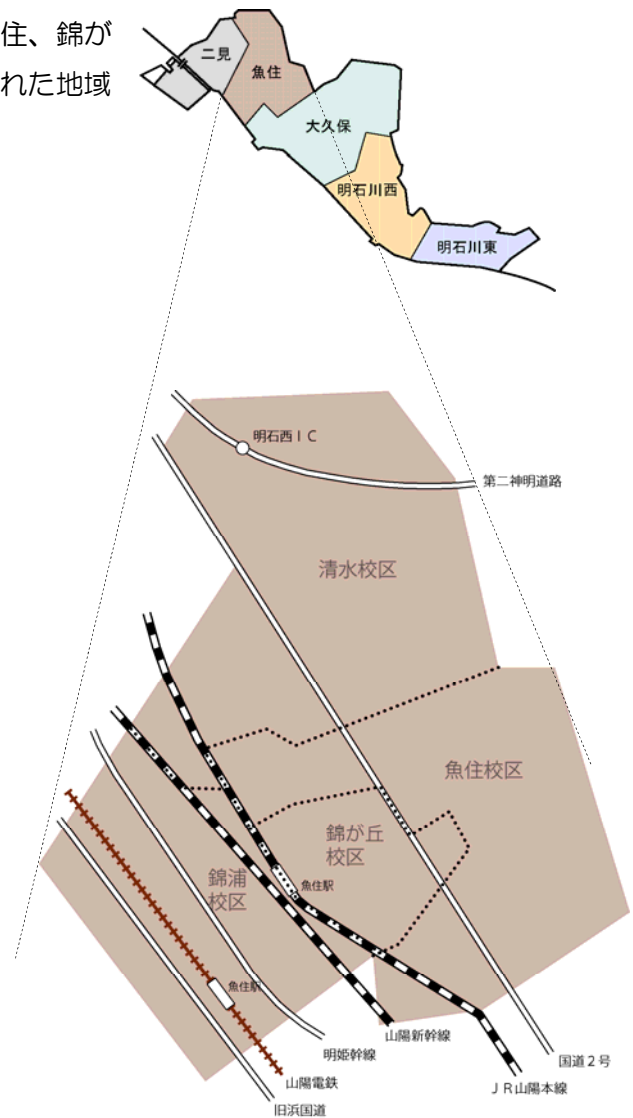
### 《a 魚住地域の概要》

魚住地域は、明石市の西部に位置し、魚住、錦が丘、清水、錦浦の4つの小学校区で構成された地域です。

本地域の中部にあるJR魚住駅周辺は、土地区画整理事業等により形成された良好な住宅地が広がっています。

北部には、広大な農地とため池が広がり豊かな自然環境が残っています。

南部には、旧街道沿いに酒蔵や伝統的民家残り、落ち着いた住宅地が形成され、住吉公園や中尾親水公園、西部市民会館などが市民の憩いの場となっています。



## 《b 魚住地域の景観特性》

魚住地域には、金ヶ崎公園から望む市街地や住吉公園から望む播磨灘などのすばらしい眺望景観があり、遠くに四国を望むこともできます。

面的景観、線的景観、点的景観には次のような特性があり、地域の身近な景観として親しまれています。



住吉公園からの眺望



金ヶ崎公園からの眺望



魚住市民センターからの眺望

### (1) 面的景観

当地域中央に位置するJR魚住駅周辺では、公共施設や商業施設が建ち並び、活気ある商業地景観が形成されています。特にJR魚住駅では、橋上化にともない整備された、駅前広場等が、良好な景観を形成しています。

JR魚住駅北東部の錦が丘地区や、国道250号（明姫幹線）から山陽電鉄にかけての一带は、土地区画整理事業により、利便性に富んだ良好な住宅地景観が広がるエリアとなっています。

地域南部の住吉神社を中心にした浜街道沿いでは、古くからの住宅地が広がり、情緒のある歴史景観、落ち着いた風情のある住宅

地景観を創り出しています。

地域北西部には、農地とため池が広がり、のどかな田園・ため池景観を形成しています。

また、国道2号沿いには、大規模工場が立ち並び、個性的な工業地景観を形成しています。

地域北東部に位置する金ヶ崎公園（8.5ha）は、木々に囲まれ、起伏に富む遊歩道を備え、うるおいのある公園・緑地景観を形成しており、さまざまな動植物が生息する豊かな自然と触れ合える、貴重な憩いの場となっています。



JR魚住駅周辺 商業ゾーン



錦が丘 住宅ゾーン



いのいけ 田園ゾーン



## (2) 線的景観

当地域の主要な道路は、地域を東西に走る国道2号、国道250号（明姫幹線）、県道明石高砂線（旧浜国道）と、地域西部の第二神明道路及び、地域を南北に走る県道等になります。

まちを彩る道は、山陽電鉄魚住駅から海岸へとつながる道などがあり、市民生活に身近

で特徴のある良好な道路景観を形成しています。

河川は、地域東端を流れる赤根川、地域西部を流れる瀬戸川があり、良好な河川景観の形成を図っています。



明姫幹線 主要な道路軸



旧浜国道から住吉神社への道  
まちを彩る道



瀬戸川 河川軸

## (3) 点的景観

当地域のシンボルポイントは、播磨灘を望む立地に恵まれた住吉神社や、JR魚住駅南部の文化振興ゾーンに位置する西部市民会館・西部図書館があります。

歴史ポイントは、旧街道沿いの寺社や、能舞台、酒蔵（茨木酒造）、都市景観形成重要建築物に指定されている伝統的民家（丸尾邸、

藤井邸、原邸）などがあり、地域の重要な景観資源です。

憩いのポイントは、JR魚住駅南部の中尾親水公園や、住吉神社が立地する住吉公園などがあり、市民に親しまれている憩いのスペースです。



住吉神社  
歴史ポイント・シンボルポイント



西部市民会館 シンボルポイント

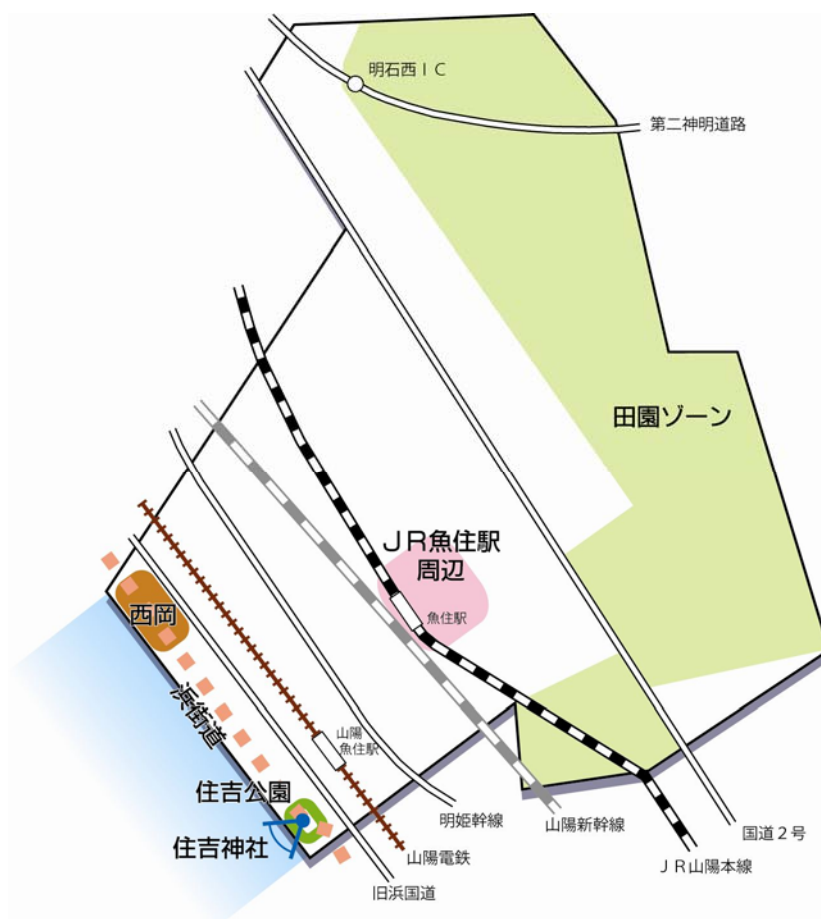


西岡の酒蔵 歴史ポイント

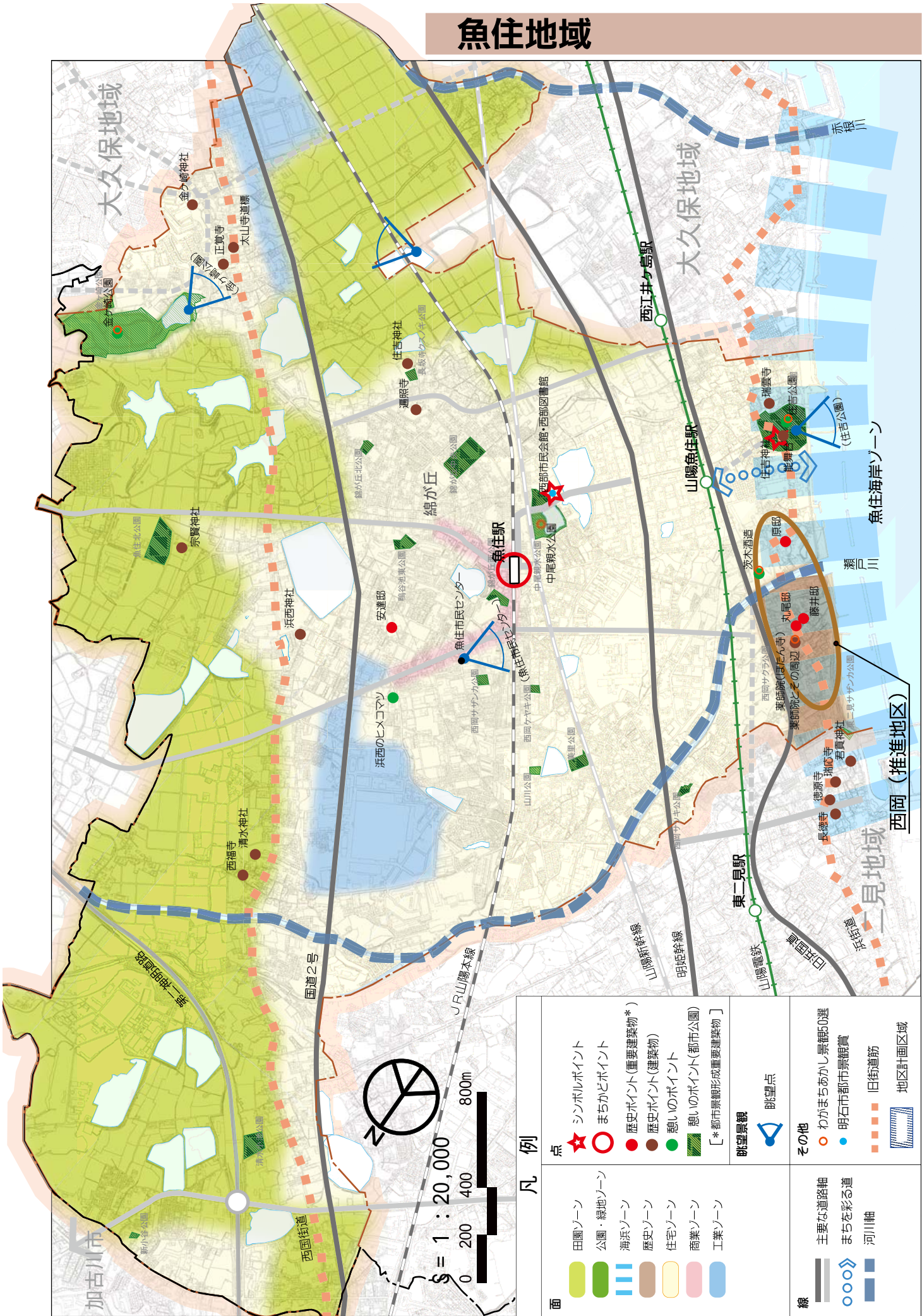


## 《c 魚住地域の主な景観形成の方針》

- ・ 海岸部においては、緑豊かな住吉神社と住吉公園周辺の播磨灘の眺望を生かし、歴史の趣のある景観形成をめざします。
- ・ 西岡地区においては、浜街道沿いに点在する寺社、伝統的民家、酒蔵群などの保全・活用により、歴史の趣を残した景観形成をめざします。
- ・ 地域北部、西部に一体に広がる広大な田園ゾーンにおいては、緑地・水辺空間の保全・育成による景観形成をめざします。
- ・ JR魚住駅周辺においては、快適性の向上などにより、地区の拠点にふさわしいにぎわいのある景観形成をめざします。



# 魚住地域



## 凡例

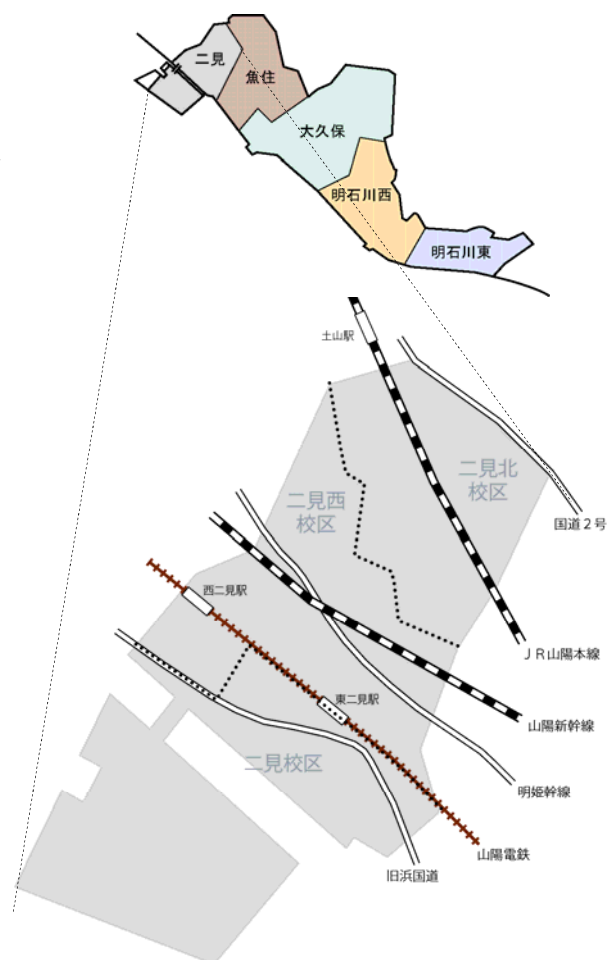
面	<ul style="list-style-type: none"> <li>田園ゾーン</li> <li>公園・緑地ゾーン</li> <li>海浜ゾーン</li> <li>歴史ゾーン</li> <li>住宅ゾーン</li> <li>商業ゾーン</li> <li>工業ゾーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点</li> <li>シンボルポイント</li> <li>まちかどポイント</li> <li>歴史ポイント(重要建築物*)</li> <li>歴史ポイント(建築物)</li> <li>憩いのポイント</li> <li>憩いのポイント(都市公園)</li> <li>[* 都市景観形成重要建築物]</li> </ul>
線	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な道路路軸</li> <li>まちを彩る道</li> <li>河川軸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望景観</li> <li>眺望点</li> <li>その他</li> <li>わがまちあかし景観50選</li> <li>明石市都市景観賞</li> <li>旧街道筋</li> <li>地区計画区域</li> </ul>



## 5. 二見地域

### 《a 二見地域の概要》

二見地域は、明石市の最西部に位置し、二見北、二見西、二見の3つの小学校区で構成された地域です。



本地域の南部は、江戸時代に港として栄えた面影を残す伝統的民家や、多くの社寺などが歴史的なまちなみを形成しています。その一方で、山陽電鉄西二見駅周辺では、土地区画整理事業及び地区計画により良好な新しいまちなみが創られています。

南の人工島には、二見臨海工業団地が立地し、海岸に整備されたポートパークと明石海浜公園が憩いの空間となっています。





## 《b 二見地域の景観特性》

二見地域には、人工島や東二見橋などから望む播磨灘や西部海岸などのすばらしい眺望景観があり、その向こうに明石海峡大橋を望むこともできます。

面的景観、線的景観、点的景観には次のような特性があり、地域の身近な景観として親しまれています。



東二見橋からの眺望



明石海浜公園からの眺望



ふれあいプラザあかし西からの眺望

### (1) 面的景観

当地域南東にある山陽電鉄東二見駅周辺と、地域南西部に新設された山陽電鉄西二見駅周辺には、地域の拠点にふさわしい賑わいのある商業地景観が形成されています。また、その北部では、中・低層の建物を中心とした住宅地景観が広がっています。

二見港周辺には、多くの伝統的民家（都市景観形成重要建築物）や寺社、狭い通りなどが落ち着いた雰囲気醸成し、まちの豊かな歴史性を伝える歴史景観を形成しています。

南の人工島では、150社を超える企業が操業している二見臨海工業団地が、良好な工業地景観を形成しています。

人工島北部の明石海浜公園は、二見港に面する立地を生かした公園緑地景観を形成し、防災公園としての機能を備えると同時に、市民のレクリエーションの場として親しまれています。



山電西二見駅周辺 住宅ゾーン



山電東二見駅周辺 商業ゾーン



東二見の旧集落 歴史ゾーン

## (2) 線的景観

主要な道路は、地域を東西に走る国道 250 号（明姫幹線）、県道明石高砂線（旧浜国道）と、南北に走る県道二見港土山線になります。まちを彩る道は、山陽電鉄東二見駅と二見

港を結ぶ道などがあり、市民生活に身近で趣のある道となっています。

河川は、地域東部を流れる瀬戸川があります。



県道二見港土山線  
主要な道路軸



山電東二見駅から二見港への道  
まちを彩る道



瀬戸川の緑道 河川軸

## (3) 点的景観

当地域のシンボルポイントは、二見市民センター、東二見橋、二見大橋などがあります。

歴史ポイントは、浜街道沿いに近接する瑞応寺をはじめとする寺社、伝統的民家である

増本邸・尾上邸（2 件）・白沙荘・小山邸（都市景観形成重要建築物）、御厨神社や、北部の大歳神社、常德寺などがあり、地域の重要な景観資源です。



二見市民センター  
シンボルポイント



瑞応寺周辺の伝統的民家  
歴史ポイント

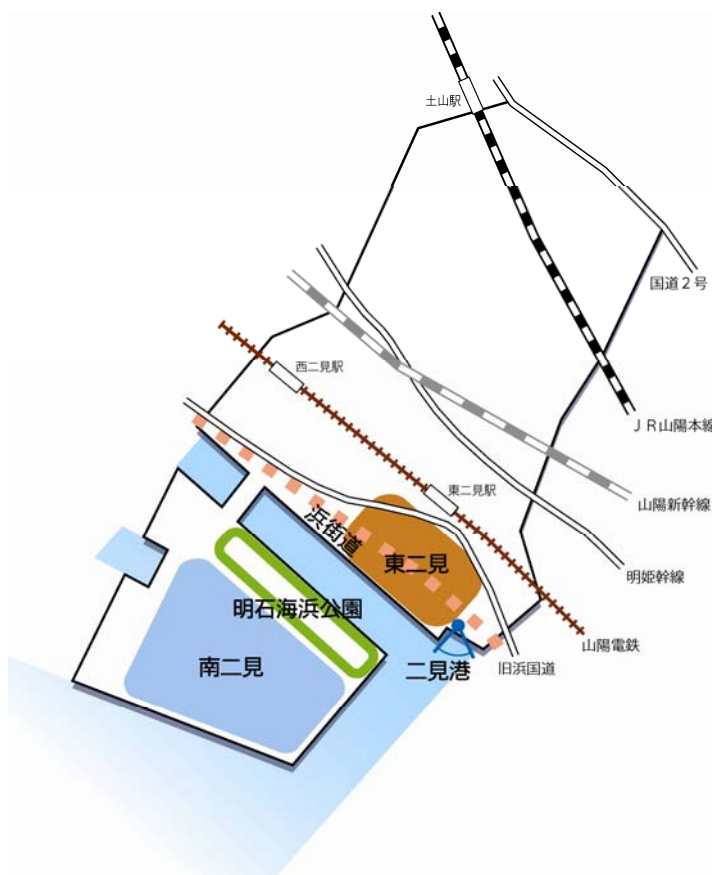


御厨神社 歴史ポイント



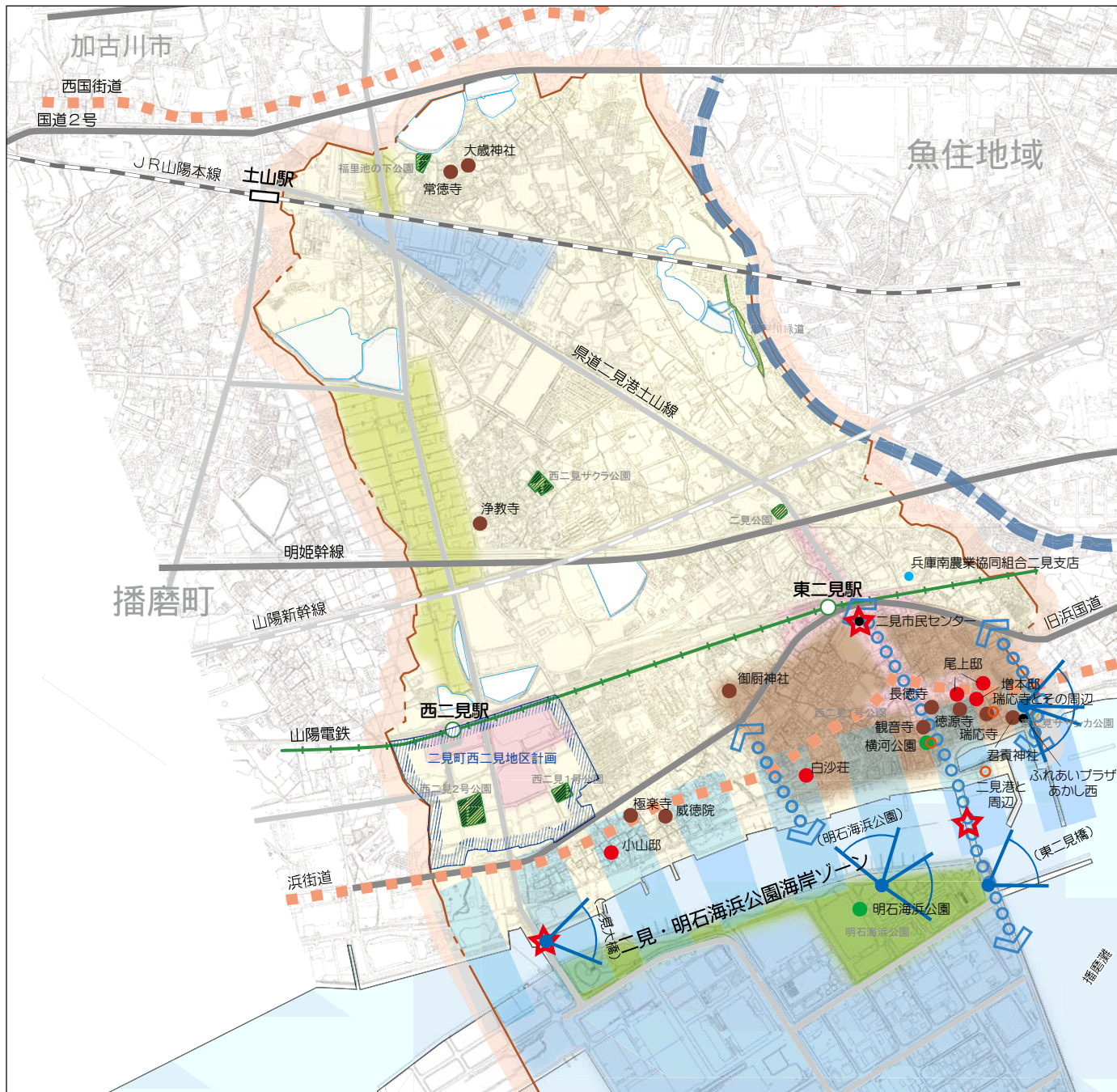
## 《c 二見地域の主な景観形成の方針》

- ・二見港周辺においては、船溜りや漁港の営みなどの風物詩を生かし、周辺の歴史的な景観と調和した景観形成をめざします。
- ・浜街道周辺の東二見地区においては、社寺や伝統的民家など歴史資源の保全・活用により、歴史の趣を残した景観の形成をめざします。
- ・南二見地区においては、工業地域の緑化による明石海浜公園との調和した景観形成をめざします。
- ・山陽電鉄東二見駅周辺と、新たに整備された山陽電鉄西二見駅においては、快適性の向上などにより、地区の拠点にふさわしいにぎわいのある景観形成をめざします。





# 二見地域



## 凡例

<b>面</b>	<b>点</b>
田園ゾーン	シンボルポイント
公園・緑地ゾーン	まちかどポイント
海浜ゾーン	歴史ポイント(重要建築物*)
歴史ゾーン	歴史ポイント(建築物)
住宅ゾーン	憩いのポイント
商業ゾーン	憩いのポイント(都市公園)
工業ゾーン	[*都市景観形成重要建築物]
	<b>眺望景観</b>
	眺望点
<b>線</b>	<b>その他</b>
主要な道路路軸	わがまちあかし景観50選
まちを彩る道	明石市都市景観賞
河川軸	旧街道筋
	地区計画区域

S = 1 : 20,000

0 200 400 800m





## 4章 推進地区

景観をわかりやすくするために、景観類型に区分するとともに、類型ごとに基本方針を設定し、また、全市を5つの地域に分け、各地域の主な景観形成の方針を示しました。

今後、その中でも特に、将来に引き継がなければならない明石を象徴する景観や暮らしに溶け込んだ良好な景観を持つ地区を「推進地区」として位置づけ、景観まちづくりに取り組みます。

推進地区では、五感で感じる場の持つ雰囲気も景観と捉え、それぞれの地区の特性を考慮し、わがまち意識の醸成につながる市民活動を支援、推進することで、熟度や必要性に応じて景観形成地区や地区計画の指定等をめざします。

推進地区については、以下の視点により選定し、それぞれに景観形成の方針を設定します。

### ◆ 推進地区一覧

推進地区選定の視点	地区
市を象徴し、守り、育てる景観	大蔵海岸・西部海岸
歴史的な雰囲気を残し、まちづくり活動により守り、育てる景観	八木・江井島・西岡
良好な景観が形成され、まちづくり活動により守り、育てる景観	明舞・高丘
市のイメージに結びつく、育て、創る景観	中心市街地



# 1. 大蔵海岸 西部海岸

## 《a 推進地区の概要》

瀬戸内海に面する東西約16kmの海岸線は、明石を代表する自然景観であり、海峡を望む眺望は、明石海峡大橋の完成により、これまで以上に明石らしさを象徴するものとなっています。

明石海峡大橋や淡路島を間近に望む大蔵海岸は、海浜レクリエーション空間として整備され、市民の身近な憩いの場として親しまれています。また、良好な環境を保全するため「大蔵海岸通地区計画」を策定し、その中で景観の誘導を行っていますが、その内容を充実することも求められています。

林崎から二見港にかけての西部海岸は、白砂青松※の自然海岸を復元するため、養浜工※が進められてきました。そして、親水性豊かな海浜レクリエーションの場として、休憩施設やステージ、植栽などの整備もあわせて行われています。また、海岸周辺の地域についても明石らしい穏やかな景観を形成しており、その保全についても求められています。

そのため、大蔵海岸と西部海岸を「推進地区」に位置づけ、景観まちづくりに取り組めます。

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

### ●大蔵海岸・西部海岸 位置図



大蔵海岸



江井ヶ島海岸





## 《b 推進地区における景観形成の方針》

- ア. 明石海峡大橋や播磨灘を望む眺望点の整備
- イ. 連続性のある自然海浜景観の保全・育成
- ウ. 「播磨サイクリングロード」、「海辺への道」の活用

## 2. 八木 江井島 西岡

### 《a 推進地区の概要》

明石には、古くから西国街道と浜街道が通り、通り沿いには集落が形成されてきました。伝統的民家もその集落内に残っており、歴史を物語る景観を形成しています。

八木地区は、伝統的民家が点在し、浜街道から一步入ると歴史的集落を感じさせる空間が形成されています。また、市民によるタウンウォッチングが実施されるなど、まちづくり活動も活発に取り組まれています。

江井島地区は、江井島海岸の北に位置し、浜街道の周辺に伝統的民家や酒蔵が残り、落

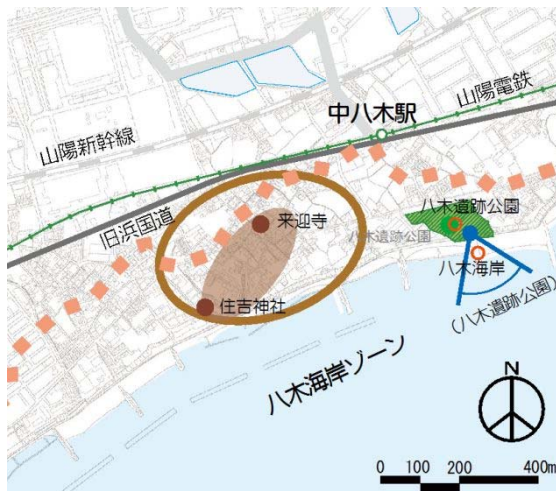
ち着いた趣のある空間を形成しています。

西岡地区は、瀬戸川を挟んだ浜街道沿いの地区で、西側には、都市景観形成重要建築物である丸尾邸、藤井邸と薬師院があり、東側には、県の景観形成重要建築物である茨木酒造や市の都市景観形成重要建築物である原邸があり、それらの建築物を中心に歴史的な落ち着いた空間を形成しています。

そのため、八木地区、江井島地区、西岡地区を「推進地区」に位置づけ、景観まちづくりに取り組めます。

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

#### ●八木 位置図



八木地区

●江井島 位置図



江井島地区

●西岡 位置図



西岡地区

凡		推進地区
例		旧集落*

\*假製2万分の1地形図(明治19年発行)により図上判定

《b 推進地区における景観形成の方針》

- ア. 建築デザインの適切な規制・誘導
- イ. 屋外広告物の適切な規制・誘導
- ウ. 快適でゆとりのある歩行者空間整備





## 3. 明舞 高丘

### 《a 推進地区の概要》

中・高層住宅と戸建て住宅が融合した明舞地区、高丘地区は、ゆるやかな丘陵地を利用し開発された地区で、緑豊かな良好な景観を形成している明石を代表する住宅地です。

明舞地区は、公共集合住宅の植栽や戸建て住宅の生垣、近隣公園や街路樹により、緑豊かな住宅地景観を形成しています。また、近年、県が「明舞団地再生計画」を策定し、住民とともに「明舞景観デザインコード」の策定に取り組むなど、個性的でまとまりのある住宅地景観の形成に取り組んでいます。

高丘地区は、土地区画整理事業により中低層の良好な住宅地が丘陵地に広がり、団地、戸建ての敷際※の植栽が落ち着いた雰囲気形成しています。また、高丘2丁目、3丁目、及び5丁目においては、地区計画を策定し、ゆとりとうるおいのある良好な低層戸建て住宅地の保全への取り組みが行われています。

そのため、明舞地区と高丘地区を「推進地区」に位置づけ、景観まちづくりに取り組めます。

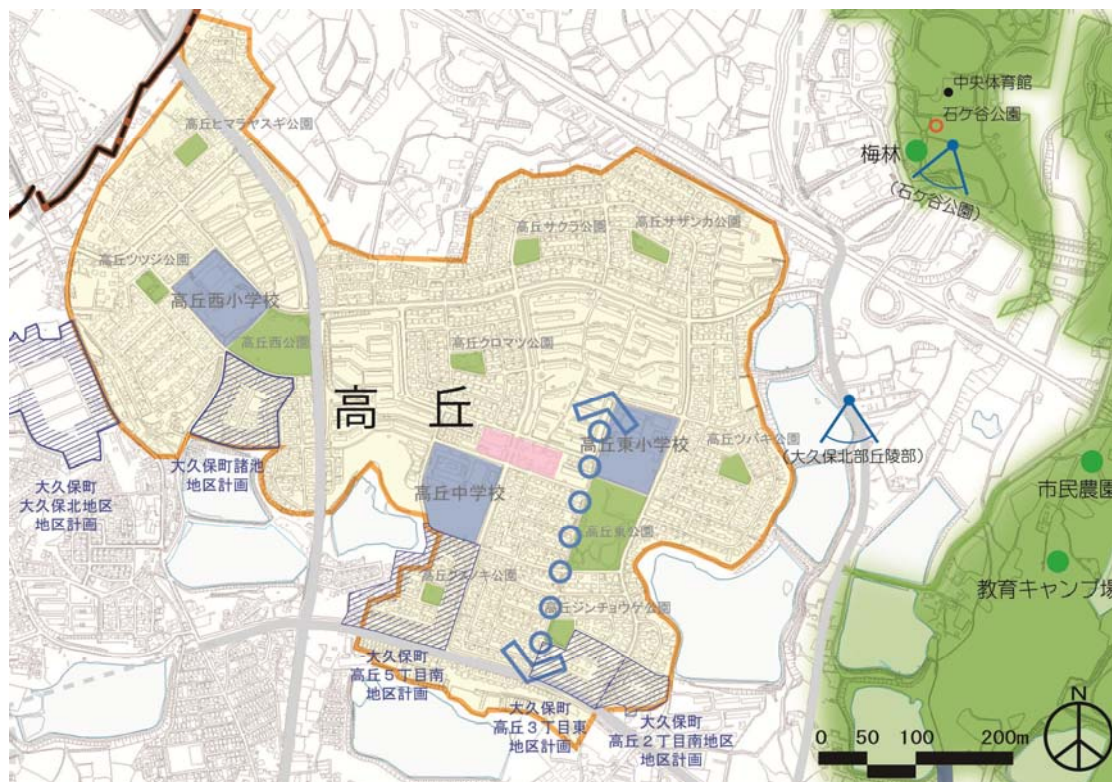
※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

#### ●明舞 位置図





●高丘 位置図



高丘地区

《b 推進地区における景観形成の方針》

- ア. 宅地細分化に対する規制
- イ. 新たな建築活動に対する建築デザインの適正な規制・誘導
- ウ. 快適でゆとりのある幹線道路の歩行者空間整備



## 4. 中心市街地

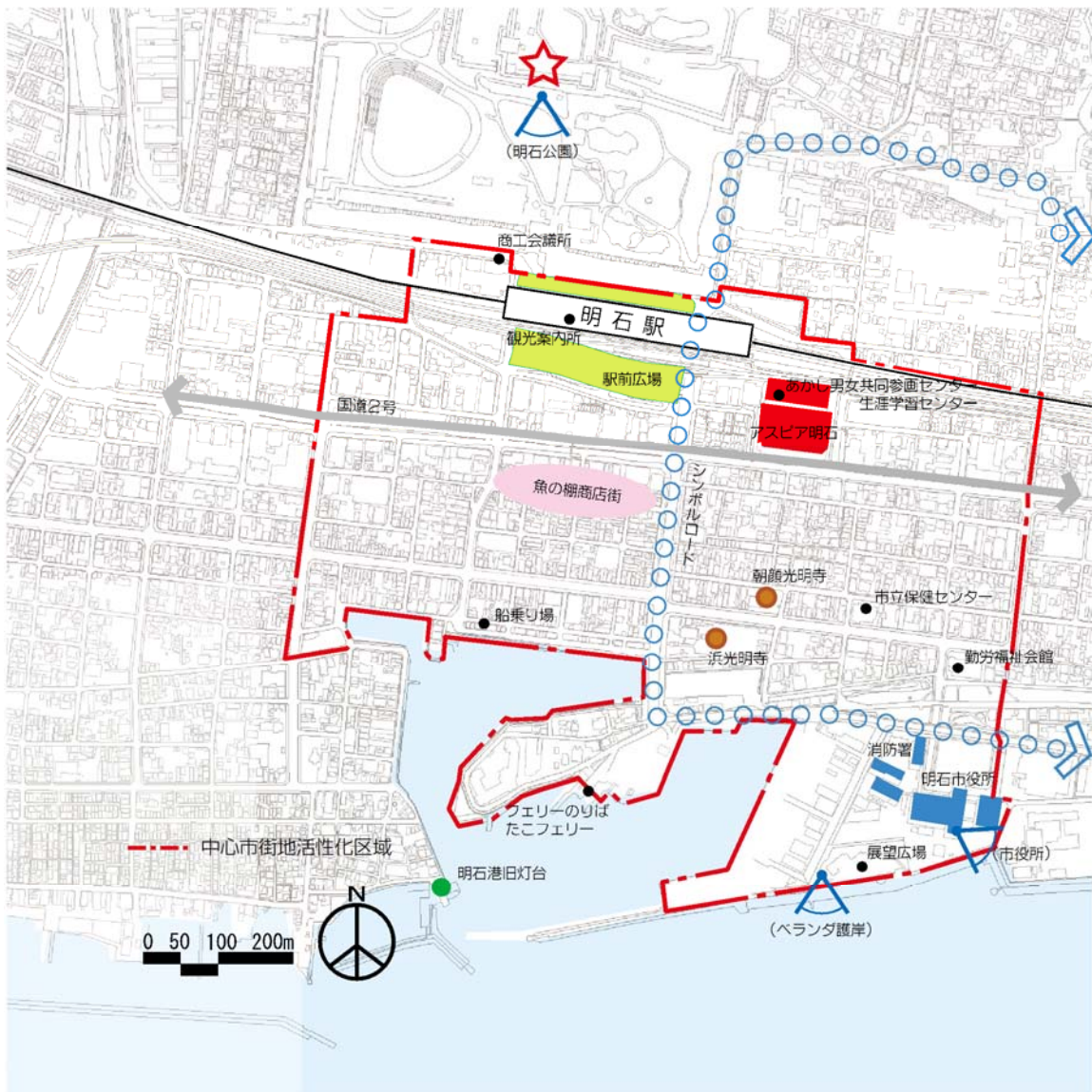
### 《a 推進地区の概要》

明石駅から明石港にかけての中心市街地は、明石の玄関口として中心市街地活性化基本計画に基づき活性化が図られてきました。また、明石駅を中心にした半径1kmの範囲では、兵庫県から「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区」の指定を受け、ユニバーサル

社会づくりの取り組みを推進しています。今後、活性化を進める上で、明石らしい良好な景観を形成することが求められています。

そのため、中心市街地活性化基本計画の対象区域全体を「推進地区」に位置づけ、景観まちづくりに取り組みます。

#### ● 中心市街地 位置図





## 《b 推進地区における景観形成の方針》

- ア. 建築デザインの適切な規制・誘導
- イ. 屋外広告物の適切な規制・誘導
- ウ. 快適でゆとりのある歩行者空間整備
- エ. 市役所周辺の公共公益施設等における景観面での配慮



シンボルロード



明石駅南側



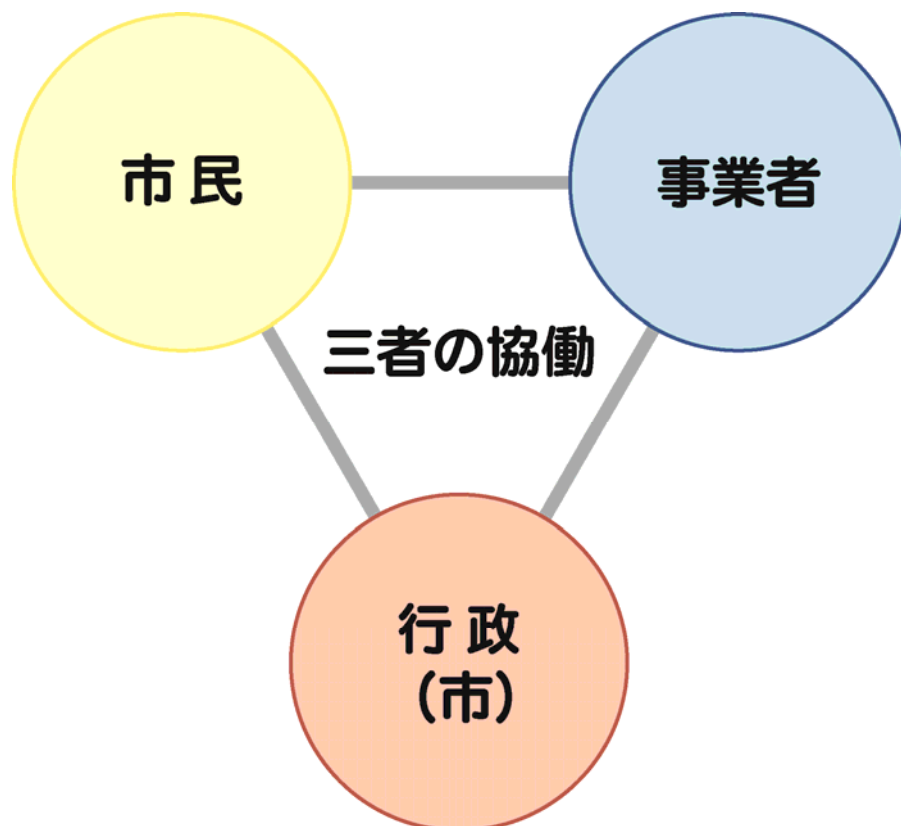


## 5章 景観まちづくりの推進方策

これまで、景観類型ごとにめざすべき方向性や、地域の景観資源の確認を行いました。本章では、明石らしい景観を形成するための具体的な景観まちづくりの推進方策を示します。

そのためには、一人ひとりが景観まちづくりの主役であることを認識し、市民・事業者・行政（市）がそれぞれの役割を担うとともに、三者協働による取り組みを進めることが重要です。

住む人のまちへの愛着、その思いに対する行政の支援や公共事業等における先導的な役割、そして、建物を建てる事業者の積極的な参画など、市民、事業者、行政の三者が協働で取り組むことで、いつまでも住み続けたいと思えるまちが創られます。



## 1. 行政による先導的取り組み

景観まちづくりを推進するためには、市民、事業者、行政（市）の三者が一体となり取り組むことが求められます。とりわけ行政は、公共空間の整備において先導的な事例を示すとともに、市民、事業者の誘導等の責務を担っています。

そのため、以下の施策に取り組みます。

### (1) 先導的な景観整備

公共建築物の整備や、道路事業、公園事業などの公共事業は、より良い景観を形成する上で重要な要因となります。

そのため、事業の実施にあたっては、次の点に留意する必要があります。

- 地域の特性を考える
- 良好な周辺景観と調和したデザインとする
- 優れたデザインの事例を創る
- 緑化を推進する
- 自然素材を活用する
- ユニバーサルデザイン※に配慮する

#### 《道路》

- 防災上また景観上重要と認められる場合、電柱等の障害物を取り除くことで、安全性とすっきりとした空間を確保する。
- 都市計画道路などでは、道路空間の緑化を進め、うるおいのある空間を形成する。また、まちかど等においても、敷地に余裕がある場合は、植栽や、休憩施設等を設置する。
- 案内標識板等は、地域ごと、分野ごとに統一したデザインとするように努め、景観阻害要因とならないように配慮する。



本町旧浜国道



明石駅北側公園前線

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



- 地域の特性に合わせ、自然素材の使用や美装化舗装により、地域の景観を演出する。
- 沿道の道標、碑などを保全することで、歴史的景観に配慮する。

### 《公園》

- 樹種の選定や植え方の工夫により、周辺にうるおいを与える。
- 公園内の施設については、間伐材など自然素材を活用するとともに、やすらぎの場となるように工夫する。
- 周辺植生構成種を活用した植樹により、地域の特性を演出する。



中尾親水公園



朝霧公園

### 《海岸》

- 西部海岸においては、養浜事業によりできた砂浜など海岸の保全・育成を図る。
- 海浜と調和した緑地帯の形成や、放水路と突堤との一体化を図ることなどにより自然景観との調和を図る。
- 海を望む休憩施設の整備や防潮堤の改修により、海岸部からの「日の出」「夕映え」を楽しむことができる優れた眺望点の整備を図る。
- 海水浴場、海浜利便施設、海浜公園などの整備により、海浜レクリエーション空間としてふさわしい景観形成を図る。
- 防波堤、護岸などの施設の整備にあたっては、自然石などを使用することで海浜環境との調和を図るとともに、海上からの眺望景観についても配慮する。



松江海岸



屏風ヶ浦海岸



### 《田園・ため池》

- ため池の堤については、周辺との景観に配慮した整備を行うとともに、親水広場や散歩道として活用することで、自然景観の活用を図る。
- ため池の水質を改善し、親水空間として整備することで、うるおいのある自然景観を形成する。
- 休耕田などでは、れんげ、コスモスなど季節感のある景観形成植物により、市民がやすらぐことができる自然景観を形成する。



烏池



中笠池

### 《河川》

- 散歩道としての再整備や植栽などによる河川敷周辺の利活用を図る。
- 河川護岸を多自然型工法などで環境との融和を図り、自然景観に配慮する。



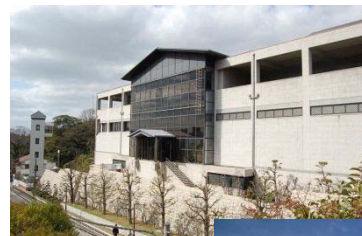
朝霧川



瀬戸川

### 《公共建築物》

- 地域の特性を考慮した形態、色彩とすることで、周辺景観との調和を図る。
- 大規模な建築物、工作物の場合は、周辺との調和に配慮した上で、ランドマーク※となるような優れたデザインを施す。
- 外構だけでなく屋上や壁面の緑化を推進することで、うるおいのある空間を形成する。
- 素材の選定にあたっては、時間の経過とともに趣の増す自然素材などを活用し、味わいのある景観を形成する。



文化博物館



ふれあいプラザあかし西

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



## (2) 行政の推進体制の整備

行政が対応すべき方策は、既にある景観条例の積極的な運用をはじめとし、公共空間の整備など多岐にわたります。そのため、関係部局との連携や調整を強化するとともに、組織の推進体制の整備を図ります。

## (3) 公共事業届出制度の実施

より良い景観を形成する取り組みは、市民、事業者、行政が一体となり推進する必要がありますが、中でも行政が実施する道路、公園などの整備事業の役割は重要です。各事業においては、本基本計画に沿った整備を行うことが求められますが、より実効性のあるものとするため、計画段階での助言、指導を行なう仕組みとして、公共事業届出制度を実施します。

## (4) 職員意識の向上

景観まちづくりを推進するためには、景観担当部局の取り組みだけでなく、各事業を遂行する部局の取り組みとともに、職員一人ひとりの意識が重要になります。そのため、職員の意識、知識の向上を図るため、研修会等を実施します。



景観に関する講演会

## 2. 都市景観条例に基づく景観行政の推進

個性豊かで美しい都市景観の形成を目的に制定された都市景観条例には、基本的な施策が掲げられています。

条例制定後、都市景観形成重要建築物等の指定や大規模建築物等の届出制度の実施など、一定の成果を上げていますが、引き続き、目的実現のため、以下の条例に基づく施策に取り組みます。

なお、条例改正が必要となる「景観法<sup>\*</sup>」については、今後の市民意識の高揚と、景観まちづくりの進展に応じて移行するものとします。

### (1) 都市景観形成重要建築物等の指定

地区の景観を特徴づけている建築物等について、その保全を図るため、都市景観形成重要建築物等として指定します。(平成 22 (2010) 年 3 月末現在 15 物件指定)



重要建築物指定の銘板

### (2) 都市景観形成地区の指定等

本計画における「推進地区」を中心に、都市景観形成地区の指定などを積極的に行い、景観まちづくりの目標や方針、具体的なルールを定め、地域に応じた誘導・規制を図ります。(平成 22 (2010) 年 3 月末現在 1 地区指定)



大久保駅南地区

<sup>\*</sup>印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。





### (3) 大規模建築物等の届出制度の実施

都市景観条例に基づく主要な施策の一つとして、都市景観の形成に大きな影響を及ぼす大規模な建築物の建築等の行為を行う際に届出を求め、建築物の形態や色彩を定めた誘導基準に基づく指導・助言を行う制度（大規模建築物等の届出制度）があります。この制度において、より地域特性に応じたきめ細やかな指導、助言を行うため、現行の全市一律の届出規模及び誘導基準について見直します。

また、見直しにあわせて誘導基準をわかりやすくしたガイドラインを作成するとともに、景観上特に重要な建築物等については、有識者がより専門的な見地から助言・指導するアドバイザー制度を実施します。



周辺に配慮したデザインの事例

### (4) 都市景観市民団体の認定・設立

地域の景観を守り、育て、創るため、都市景観の形成に有効な活動を行っている団体を都市景観形成市民団体として認定しますが、その設立に至るまでの活動については、まちづくり活動支援制度の活用等により支援します。



植樹活動

### (5) 都市景観賞等の実施

良好な都市景観の形成に著しく貢献している建築物等を選定し、その所有者、設計者及び施工者や、都市景観の形成に顕著な功績があった個人又は団体を表彰する都市景観賞等を実施します。



都市景観賞表彰式

## (6) 都市景観形成重要建築物等への助成

市民参画・協働の景観まちづくりを円滑に進めるために、以下のような事項について助成を行うとともに、指導・助言などの技術的援助を行います。

- ア 都市景観の形成に著しく貢献すると認められる行為
- イ 都市景観形成重要建築物等の修復等
- ウ 都市景観形成市民団体の活動



(改修前)

(改修後)



重要建築物の改修



### 3. 三者協働による取り組み

景観まちづくりを推進するためには、市民、事業者が自ら主体であることを認識し、行政と一体となり三者協働の取り組みを進める必要があります。

そのため、以下の施策に取り組みます。

#### (1) タウンウォッチング\*等の実施

住民のまちへの愛着が景観形成の基本といえます。日々の暮らしの中では、まちのよさに気づかないことがあります。あらためて見直してみると、新たな発見や再認識があり、そこからまちへの意識が変わり、わがまち意識が醸成されます。地域の景観を見直し、まちへの愛着を育み、親しみのある景観を形成するためタウンウォッチング\*等を実施します。

##### 谷八木地区での取り組み ～谷八木景観探偵団ワークショップの実施～

平成 19 (2007) 年度、市民参加による景観まちづくりのモデルケースとして、大久保南コミュニティ区の谷八木小学校区において、地域住民による谷八木景観探偵団ワークショップを実施しました。まち歩きと意見交換などを通して、住民自らが地域の身近な景観資源を再発見し、景観まちづくりの方向性を共有しました。



(谷八木景観探偵団ワークショップの様子)

\*印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



## (2) 景観ウォーク等の実施

明石には、地域の特性をあらわし、住民が誇れる海岸線をはじめ優れた景観が数多くあります。そのような景観を認識することは、景観まちづくりへの理解につながるため、景観ウォーク等を実施します。

また、景観への理解と意識の向上に向け、広報誌、パンフレットなどにより、良好な都市景観の事例などを紹介し、景観まちづくりを実践するための情報を広く提供します。

さらに、講演会、シンポジウム、出前講座をはじめ、まちかどやまちなみなどをテーマにした写真展やコンクールなどを開催し、市民参加、協働の景観まちづくりを推進します。



景観ウォーク

## (3) 都市景観形成重要建築物等の活用

地区の都市景観を特徴付けている建築物等を都市景観形成重要建築物等に指定し保全しています。そのような貴重な景観資源である都市景観形成重要建築物等については、地域への愛着を持つきっかけとするためにも、所有者の理解を得ながら公開するなど、活用を検討します。



重要建築物の見学

## (4) わがまちあかし景観 50 選・わがまちあかし十景の活用

公募し選定した「わがまちあかし景観 50 選」とその中から市民が選んだ「わがまちあかし十景」は明石を代表する景観です。いずれの景観も市内外に誇れるものであるため、市のPRや景観への意識啓発のため、ポスターの作成、配布等により活用していきます。



わがまちあかし十景卓上カレンダー



## (5) 景観のPR等

景観は、眼に映るものと、それを感じる心から成り立っています。伝統的な祭りや干しダコのように、明石に住んだことで愛着のわく景観がありますが、このような伝統行事や風物詩等の景観は、地域の歴史や特性が反映されたもので、明石らしさを代表する景観の一つとして、PR等を行います。

また、違法駐輪防止などの推進運動についても、美しい景観形成につながるものとして支援します。



御厨神社秋祭り



干しダコ



迷惑駐輪防止啓発活動

## 付録.

### 明石市における具体的な景観形成の取り組み

明石市では、優れた景観づくりの諸施策を総合的に推進するために、以下のような取り組みを行ってきました。景観に関する様々な取り組みにより、一定の成果を上げてきましたが、一部の地区では、周辺と調和がとれていない建築物や広告物が見受けられます。そのため、引き続き景観に関わる施策を実施していくことが必要です。

また、活発な市民活動に対しては、より充実した支援を行うことで、市民との協働による景観まちづくりを推進する必要があります。

#### 《明石市都市景観条例による主な取り組み》

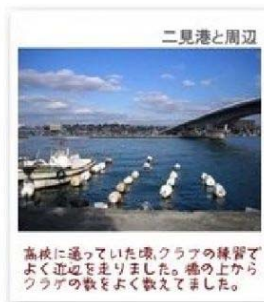
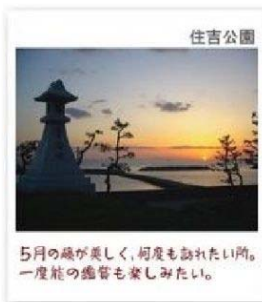
- ◇明石市都市景観条例の制定（平成4（1992）年3月）
  - ◇明石市都市景観形成基本計画の策定（平成6（1994）年2月）
  - ◇都市景観形成地区の指定
    - ・大久保南地区都市景観形成地区（平成8（1996）年10月）
  - ◇大規模建築物等建築行為届出制度
  - ◇都市景観形成重要建築物指定
    - ・15件（平成22（2010）年3月現在）
  - ◇表彰
    - ・明石市都市景観賞（平成11（1999）年度、平成16（2004）年度、平成21（2009）年度）
    - ・建築文化賞（平成3（1991）年度、平成6（1994）年度）
  - ◇啓発活動
    - ・第1回明石市都市景観賞記念講演会（平成11（1999）年10月）
    - ・第2回明石市都市景観賞記念講演会（平成16（2004）年10月）
    - ・第3回明石市都市景観賞記念講演会（平成21（2009）年10月）
    - ・わがまちあかし景観50選の実施（平成19（2007）年3月）
    - ・「わがまちあかし景観とまちづくり講演会」の開催（平成19（2007）年3月）
    - ・「わがまちあかし十景」（平成19（2007）年）
- 他





## 市民が選んだあかしの景観「わがまちあかし十景」

平成 18 (2006) 年度、「わがまちあかし景観 50 選」の選定を行いました。平成 19 (2007) 年度には景観 50 選の写真展を行い、その中から市民による人気投票で、「わがまちあかし十景」を選定しました。



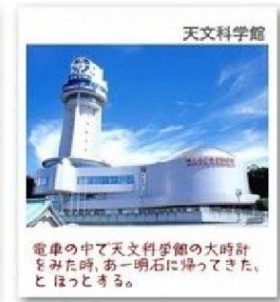
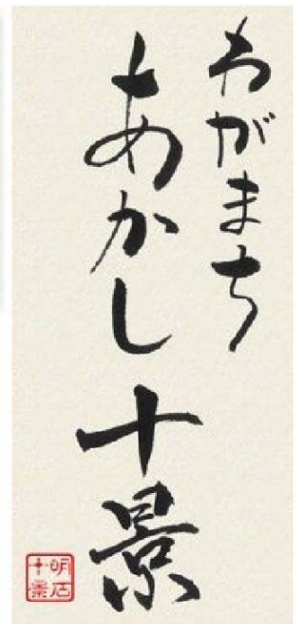
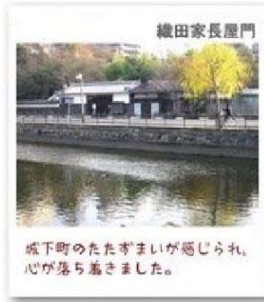
### ●「わがまちあかし十景」の概要

市民の方々に明石の景観の魅力を再発見していただくため、昨年度「わがまちあかし景観50選」の選定を行いました。

今年度は「わがまちあかし景観50選」を広くお知らせするため、市役所、各市民センター、明石公園(時のウィーク2007)、生涯学習センターで写真展を開催し、人気投票を実施しました。期間中、投票していただいた方は二千人近くにのぼりました。その結果、投票の多かった10箇所を「わがまちあかし十景」として選定しました。ご協力ありがとうございました。

「わがまちあかし十景」は、海を臨む景観が6箇所にも及び、多くの方々が海に愛着をもっていることがわかります。また、魚の棚や明石公園、天文科学館など市の代表的な名所も、景観の良いところとして親しまれています。

皆様、是非一度「わがまちあかし十景」を散策してみたいはいかがでしょうか。



## 都市景観形成重要建築物

明石市では、歴史的・建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気の特徴づけている建築物等を指定し、その保全計画を定めています。この計画にもとづき、適切な保全・管理を支援することで、周辺も含めた優れた都市景観の形成を図っています。

平成 22（2010）年 3 月時点で、15 件の建築物が指定されています。







安達邸



卯月邸



尾上邸



原邸



小山邸



中山邸



白沙荘



丸尾邸



中崎公会堂



卜部邸



藤井邸



尾上邸



大塩邸



増本邸



服部邸

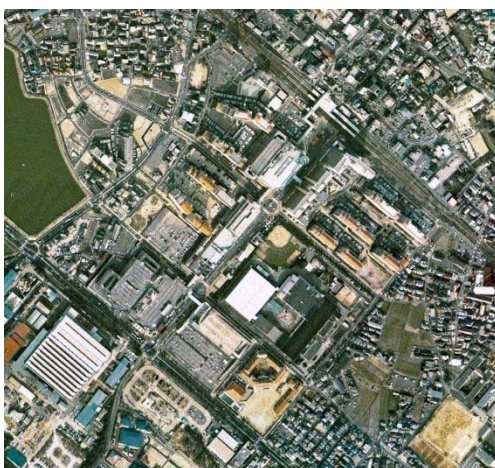


## 都市景観形成地区「大久保駅南地区」

JR大久保駅の南側に広がる大久保駅南地区は、大規模工場跡地の土地利用転換を行い、大都市圏の近郊住宅地として定住性の高い住居と商業・業務機能を併せ持つ明石市の新しい拠点として整備されました。

その際、土地利用に応じた個性と魅力ある良好な都市景観を形成していくために、当地区を都市景観形成地区に指定しました。

新しい都市の核となる地域拠点地区として、電線などの地中化をはじめ、美しく魅力的なまちなみの創出に向けた景観形成が図られています。



大久保駅南地区 航空写真



駅前広場



歩道状空地



ゆりのき通り



## 「地区計画」の指定状況

「地区計画」は、丁目や街区などの比較的小さな単位を対象に、地区の住民が主役となって、地区の実状に応じた「まちづくりのルール」として定める制度で、区域内の用途、高さ、建築物の形態などの規制を強化・緩和することができ、地区内の環境を保全します。

平成 22 (2010) 年現在、明石市では 18 地区で地区計画を都市計画決定しています。



- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| [1] 大久保駅南        | [10] 大久保町谷八木        |
| [2] 大久保町諸池       | [11] 大久保町福田         |
| [3] 大蔵海岸通        | [12] 大久保町福田西地区      |
| [4] 大久保町緑が丘      | [13] 大久保町カスケディア地区   |
| [5] 大久保町高丘 3 丁目東 | [14] 大久保町大久保北地区     |
| [6] 二見町西二見       | [15] 宮の上地区          |
| [7] 大久保町奥北野      | [16] 本町 2 丁目地区      |
| [8] 大久保町高丘 5 丁目南 | [17] 大久保町高丘 2 丁目南地区 |
| [9] 大久保町松陰       | [18] 大久保町中之番地区      |

## 語句説明

- **オニバス** P21  
スイレン科に属し、湖沼やため池などに生育する大型の浮葉性の水草。池沼の開発、水質汚濁などによって減少が進み、環境省のレッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）で絶滅危惧Ⅱ類に分類されている。
- **景観法（けいかんほう）** P78  
都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる、我が国で初めての景観についての総合的な法律。平成 16（2004）年制定。
- **敷地（しきぎわ）** P69  
道路などの公共空間に接する民間敷地の部分で、通りなどから見られる部分。
- **修景（しゅうけい）** P17, 22, 27, 51  
元来は造園上の用語で庭園美化などを意味するが、近年は建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の町並みに調和させることやストリート・ファニチャーの配置など、都市計画的な景観整備一般を指すことが多い。「ランドスケープ」ともいう。
- **消波工（しょうはこう）** P23  
波の打上高や越波量を減らすとともに波圧を軽減する目的で施工される構造物。汀線から離れた沖側の海面に設置される離岸堤や消波堤、主として沿岸方向の漂砂が多い海岸に設けられる突堤等がある。
- **スカイライン** P17  
山や建物などの、空を背景とした輪郭線。
- **タウンウォッチング** P67, 81  
まちを歩いて、風景や眺めなどを観察すること。
- **白砂青松（はくしゃせいしょう）** P7, 23, 66  
白い砂と青い松のある海岸や岸辺などの美しい風景。
- **ヒューマンスケール** P25, 33, 37  
人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさのこと。身体尺度。
- **町割り（まちわり）** P8  
町を設けるために土地を区画すること。町の区画。
- **モニュメント** P17, 33, 40  
記念碑、記念物。遺跡、遺物。歴史に残るような業績、仕事。
- **ユニバーサルデザイン** P74  
障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
- **養浜工（ようひんこう）** P23, 66  
海浜への土砂の積極的な補給により人工海浜を形成したり、浸食が進む海岸への土砂の補給によって汀線の後退を防いだりする、海岸浸食対策工法の一つ。
- **ランドマーク** P17, 31, 76  
山や高層建築物など、陸上の目標・目印





## 明石市都市景観審議会答申

# 答申書

平成 22 年(2010 年)11 月 15 日

明石市長 北口 寛人 様

明石市都市景観審議会  
会長 安田 丑作

### 都市景観形成基本計画の見直しについて（答申）

平成 21 年 11 月 2 日付け明都景諮第 1 号で諮問のありましたみだしのことについては、慎重に審議した結果、別添の「明石市都市景観形成基本計画」（改定案）の通り見直すのが適当であると認めます。

なお、この計画の運用に当たっては下記の点に留意し、明石らしい都市景観形成のための取り組みを一層積極的に推進されたい。

### 記

#### 1. 都市景観条例に基づく景観行政の推進

市は、都市景観条例に基づく各施策を引き続き実施するとともに、適宜、その見直しに努めること。また、今後の市民意識の高揚と景観まちづくりの進展に依りて、景観法に基づく取り組みの活用を検討すること。

#### 2. 行政による先導的な取り組み

景観まちづくりの推進にあたっては、市職員一人ひとりの意識を高めるとともに、特に、公共空間の整備においては、行政が先導的な事例を示すように取り組むこと。

#### 3. 三者協働による取り組み

景観まちづくりの推進にあたっては、市民・事業者が本計画の考え方や施策の方向等を理解し、それぞれの立場で主体的に取り組むことが期待される。そのためには、市は、市民・事業者・行政（市）の三者協働による景観まちづくりの積極的な啓発及び広報活動に努めること。

以上

## 諮問書

# 諮問書

明 都 景 諮 第 1 号  
平成 21 年(2009 年)11 月 2 日

明石市都市景観審議会  
会長 安田 丑作 様

明石市長 北口 寛人

都市景観形成基本計画の見直しについて（諮問）

明石市都市景観条例（平成 4 年条例第 1 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

## 記

- 1 都市景観形成基本計画の見直しについて



## 計画策定までの流れ

平成 21（2009）年度 第 1 回明石市都市景観審議会（平成 21（2009）年 11 月 2 日）  
・都市景観形成基本計画（改定素案）の概要について（第 1 章・第 2 章・第 3 章）



平成 21（2009）年度 第 2 回明石市都市景観審議会（平成 21（2009）年 12 月 11 日）  
・都市景観形成基本計画（改定素案）の概要について（第 4 章）  
・市内視察（推進地区候補地など）



平成 21（2009）年度 第 3 回明石市都市景観審議会（平成 22（2010）年 2 月 5 日）  
・都市景観形成基本計画（改定素案）の概要について（第 5 章・第 1 章～第 4 章修正案）



平成 21（2009）年度 第 4 回明石市都市景観審議会（平成 22（2010）年 3 月 26 日）  
・都市景観形成基本計画（改定素案）の概要について（第 1 章～第 5 章修正案）



計画書改定素案の作成



市民説明会の実施（平成 22（2010）年 8 月 5 日～8 月 12 日）



意見公募の実施（平成 22（2010）年 8 月 16 日～8 月 31 日）



平成 22（2010）年度 第 1 回明石市都市景観審議会（平成 22（2010）年 10 月 26 日）  
・都市景観形成基本計画（改定案）について



計画書の作成



公表



**審議会委員名簿**

職務	氏名	所属（職業等）
会長	安田 丑作	神戸大学名誉教授
副会長	八木 雅夫	明石工業高等専門学校建築学科教授
委員	伊藤 太一	彫画家
委員	茨木 一成	郷土史家
委員	辻 信一	(株)環境緑地設計研究所 統括研究員
委員	安谷 満喜子	パウ環境色彩計画(株) 代表取締役



## 市民説明会・意見公募の実施概要

### ●市民説明会の実施概要

開催日：平成 22 (2010) 年 8 月 5 日 (木)、8 月 10 日 (火)、8 月 11 日 (水)、  
8 月 12 日 (木)  
開催場所：生涯学習センター、大久保市民センター、魚住市民センター、二見  
市民センター  
参加人数：合計 53 名  
説明内容：明石市都市景観形成基本計画（改定素案）の概要について

### ●意見公募の実施概要

募集期間：平成 22 (2010) 年 8 月 16 日 (月)～8 月 31 日 (火)  
募集方法：市民説明会、ホームページ、広報誌による意見募集の案内  
意見の募集は、持参または郵送、ファックス、Eメールによる  
公募内容：明石市都市景観形成基本計画（改定素案）について  
回収件数：合計 15 件（11 人・1 団体）  
意見内訳：序章 景観とは……………0 件  
1 章 明石のめざす景観……………0 件  
2 章 景観類型別基本方針……………0 件  
3 章 地域別資源と景観形成の方針…8 件  
4 章 推進地区……………1 件  
5 章 景観まちづくりの推進方策…4 件  
計画全般、その他……………2 件

### ●意見の概要

- ・ 明舞団地の「まちかど・眺望点景観」の整備が望まれる。
- ・ 子午線ライン（高家寺から柿本神社、天文科学館、忠度、経正、馬塚など平家ゆかりの史跡、人丸教会、中崎公会堂、大蔵海岸と続くライン）を郷土愛惜の心で整備し、全国発信してほしい。
- ・ 朝霧駅から眺める明石海峡大橋が一番美しいと思うが、観光・集客に結び付いていない。例えば、お茶を飲んだり、食事をしたりできるような集客施設が設置できないかと思う。

- ・西明石駅周辺においては、「にぎわいのある」景観形成を目指すとするが、昼は「色」で、夜は「光（照明）」で、昼夜を通じて、「にぎわい」・「なごみ」ある景観形成を行ってほしい。
- ・魚住地域の景観形成の方針である、歴史・伝統の保全・活用は良とするが、その内容を多くの人々に知ってもらうためにも、「西国街道」をよりPRしてほしい。
- ・JR魚住駅周辺について、商業地としてのデザイン統一があったほうがよいのではないかと。また、電線地中化の促進はできないのか。
- ・東二見の景観形成に対する要望として、「東二見大橋—安政山—緑地—みなと記念ホール」—帯を取り上げ、広く知ってもらいたい。
- ・明石の西部地区のシンボルづくりが必要である。
- ・海岸線、大蔵海岸及び西部海岸は明石にとって大きな財産である。地元の人々が誇りを持ち、外部から羨ましがられる、海と人と生活がうまく融合したまちづくりを行ってほしい。
- ・町内会会則に景観に関することが記載され、また景観担当役員が活動するような取り組みは、景観まちづくり推進の意識の向上に寄与すると思う。
- ・「わがまちあかし景観 50 選」について、実際現地で見ると、その保存状態をどうするのか疑問に思う。
- ・「景観」について行政が関心を持っていることがわかった。今後、都市景観条例についてもPRが必要である。
- ・落ち着いたある素晴らしい公共空間を出現させるには、カラーコーディネーターデザインは大変重要であり、基礎デザインのスタート時よりカラーコーディネーターの参加が不可欠である。明石らしいゆとりのあるまちなみ実現に向けて、丁寧で細やかなプランの練り上げを行ってほしい。
- ・住民の参画と協働による計画づくりを願う。
- ・都市計画法における地区計画との整合性はどうか。



---

# 明石市都市景観形成基本計画

平成22年11月改定

---

発行／明石市

明石市中崎1丁目5番1号

編集／明石市都市整備部都市計画課

---